

### 3.2 社会的状況

#### 3.2.1 人口及び産業の状況

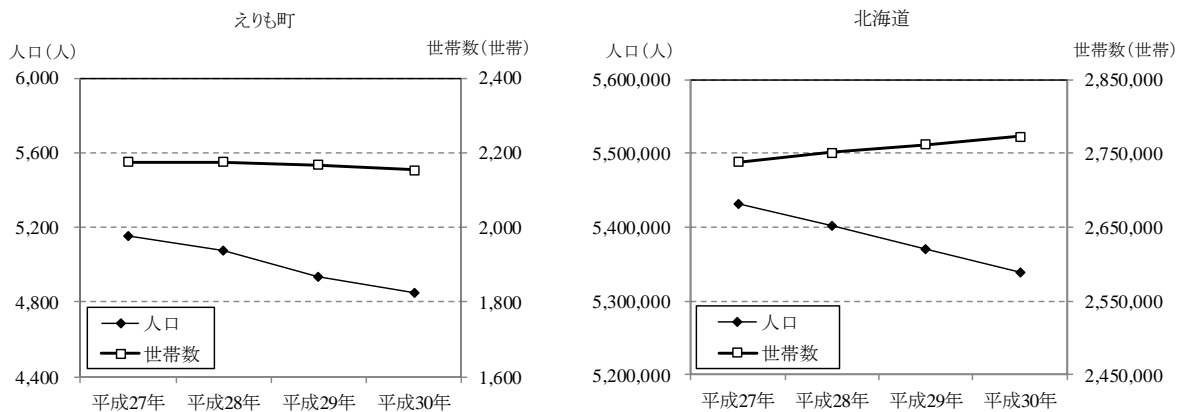
##### 1. 人口の状況

えりも町及び北海道における人口及び世帯数の推移は、第 3.2-1 表及び第 3.2-1 図のとおりである。えりも町では人口及び世帯数ともに減少傾向にある。

第 3.2-1 表 人口及び世帯数の推移（平成 27～30 年）

区 分	年	人口（人）			世帯数 （世帯）
		総 数	男	女	
えりも町	平成 27 年	5,153	2,577	2,576	2,175
	平成 28 年	5,079	2,535	2,544	2,174
	平成 29 年	4,932	2,470	2,462	2,167
	平成 30 年	4,853	2,434	2,419	2,153
北海道	平成 27 年	5,431,658	2,568,237	2,863,421	2,738,172
	平成 28 年	5,401,210	2,552,868	2,848,342	2,751,282
	平成 29 年	5,370,807	2,537,340	2,833,467	2,761,826
	平成 30 年	5,339,539	2,522,526	2,817,013	2,772,845

〔平成 27 年住民基本台帳人口・世帯数（平成 27 年 1 月 1 日現在）〕（北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）  
 〔平成 28 年住民基本台帳人口・世帯数（平成 28 年 1 月 1 日現在）〕（北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）  
 〔平成 29 年住民基本台帳人口・世帯数（平成 29 年 1 月 1 日現在）〕（北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）  
 〔平成 30 年住民基本台帳人口・世帯数（平成 30 年 1 月 1 日現在）〕（北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）  
 より作成



〔平成 27 年住民基本台帳人口・世帯数（平成 27 年 1 月 1 日現在）〕（北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）  
 〔平成 28 年住民基本台帳人口・世帯数（平成 28 年 1 月 1 日現在）〕（北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）  
 〔平成 29 年住民基本台帳人口・世帯数（平成 29 年 1 月 1 日現在）〕（北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）  
 〔平成 30 年住民基本台帳人口・世帯数（平成 30 年 1 月 1 日現在）〕（北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）  
 より作成

第 3.2-1 図 人口及び世帯数の推移（平成 27～30 年）

## 2. 産業の状況

えりも町及び北海道における、平成27年10月1日現在の産業別就業者数及び割合は、第3.2-2表のとおりである。えりも町では、第一次産業の占める割合が高い。

第3.2-2表 産業別就業者数及び割合（平成27年10月1日現在）

（単位：人、斜字は％）

産 業	えりも町	北海道
第一次産業	1,421 (50.3)	170,336 (7.4)
農 業	60	132,015
林 業	31	6,725
漁 業	1,330	31,596
第二次産業	291 (10.3)	411,569 (17.9)
鉱 業、採石業、砂利採取業	—	2,094
建設業	146	205,224
製造業	145	204,251
第三次産業	1,111 (39.4)	1,718,253 (74.7)
電気・ガス・熱供給・水道業	9	13,201
情報通信業	—	42,566
運輸業・郵便業	14	130,793
卸売業・小売業	202	378,424
金融業・保険業	14	48,102
不動産業、物品賃貸業	3	45,599
学術研究、専門・技術サービス業	10	63,572
宿泊業・飲食サービス業	97	144,990
生活関連サービス業、娯楽業	46	88,880
教育、学習支援業	108	105,352
医療・福祉	152	326,058
複合サービス事業	79	32,078
サービス業（他に分類されないもの）	101	171,436
公 務	276	127,202
分類不能の産業	16	134,940
総 数	2,839	2,435,098

- 注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。  
 2. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。  
 3. 「—」は、調査は行ったが事実のないものを示す。

〔「平成27年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

## (1) 農 業

えりも町及び北海道における、平成 27 年 2 月 1 日現在の主要な農作物作付（栽培）経営体数及び家畜等を飼養している経営体数は、第 3.2-3 表のとおりである。えりも町において、農作物作付（栽培）経営体数の調査を行ったが事実はなく、家畜等を飼養している経営体数は肉用牛が最も多くなっている。

第 3.2-3 表(1) 主要な農作物作付（栽培）経営体数  
（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

種 類	えりも町	北海道
稲	—	13,470
麦 類	—	13,687
雑 穀	—	4,347
いも類	—	9,252
豆 類	—	11,835
工芸農作物	—	7,568
野菜類	—	18,047
花き類・花木	—	1,512
その他の作物	—	3,050

注：表中の「—」は、調査を行ったが事実のないものを示す。

〔「2015 農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：平成 30 年 12 月) より作成〕

第 3.2-3 表(2) 家畜等を飼養している経営体数（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）

区分	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏	ブロイラー
えりも町	4	22	1	—	—
北海道	6,479	3,488	186	176	16

〔「2015 農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：平成 30 年 12 月) より作成〕

## (2) 林 業

えりも町及び北海道における、平成 27 年 2 月 1 日現在の所有形態別林野面積は、第 3.2-4 表のとおりである。えりも町における林野面積は、24,785ha となっている。

第 3.2-4 表 所有形態別林野面積（平成 27 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）

区 分	林野 面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他 官庁	小 計	独立行政 法人等	公有林	私有林
えりも町	24,785	460	411	49	24,325	646	19,123	4,556
北海道	5,536,398	2,926,611	2,837,973	88,638	2,609,787	148,045	950,591	1,511,151

〔「2015 農林業センサス」(農林水産省 HP、閲覧：平成 30 年 12 月) より作成〕

### (3) 水産業

えりも町及び北海道における、平成 28 年の主要な漁業種類別漁獲量は第 3.2-5 表、主要な魚種別漁獲量は第 3.2-6 表のとおりである。えりも町の漁獲量の合計は、18,263t である。

第 3.2-5 表 主要な漁業種類別漁獲量（平成 28 年）

(単位：t)

漁業種類		えりも町	北海道	
底びき網	沖合い底びき網	—	128,749	
	1 そうびき	—	—	
	小型底びき網	137	222,185	
船びき網		—	8	
まき網	大中型まき網	—	—	
	中・小型まき網	—	747	
刺網	さけ・ます流し網	x	x	
	かじき等流し網	x	1,608	
	その他の刺網	3,172	77,674	
敷網	さんま棒受網	—	51,323	
定置網	大型定置網	—	16,186	
	さけ定置網	1,835	88,560	
	小型定置網	x	30,963	
その他の網漁業		—	9,785	
はえ縄	遠洋まぐろはえ縄	—	x	
	沿岸まぐろはえ縄	—	79	
	その他のはえ縄	504	11,309	
はえ縄以外の釣	いか釣	近海いか釣	—	3919
		沿岸いか釣	—	9351
	ひき縄釣	—	121	
	その他の釣	—	632	
採貝・採藻		11,053	64,338	
その他の漁業		489	26,650	
計(実数)		18,263	749,912	

注：1. 「—」は事実のないものを示す。

2. 「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 28 年）」（農林水産省 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）より作成〕

第 3.2-6 表 主要な魚種別漁獲量（平成 28 年）

（単位：t）

種 類	えりも町	北海道
まぐろ類	8	394
かじき類	x	239
かつお類	x	94
さめ類	951	1,899
さけ・ます類	1,144	97,222
このしろ	—	—
にしん	2	7,652
いわし類	1	10,789
あじ類	—	49
さば類	190	3,588
さんま	1	51,156
ぶり類	202	11,882
ひらめ・かれい類	693	21,489
たら類	2,533	145,071
ほっけ	0	17,198
きちじ	4	537
はたはた	64	427
にぎす類	—	—
あなご類	0	3
たちうお	—	0
たいてい類	—	6
いさき	—	—
さわら類	—	2
すずき類	0	1
いかなぎ	—	5,165
あまだい類	—	—
ふぐ類	—	698
その他の魚類	118	32,915
えび類	2	2,064
かに類	104	6,708
おきあみ類	—	0
貝類	1,579	226,387
いか類	0	19,396
たこ類	874	22,522
うに類	37	4,386
海産ほ乳類	1	37
その他の水産動物類	10	3,064
海藻類	9,618	56,870
漁獲量合計	18,263	749,912

注：1. 「0」は単位に満たないもの（例：0.4→0t）を示す。

2. 「—」は事実のないものを示す。

3. 「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないものを示す。

〔「海面漁業生産統計調査（平成 28 年）」（農林水産省 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）より作成〕

#### (4) 商 業

えりも町及び北海道における商業の状況は、第3.2-7表のとおりである。えりも町の平成27年の年間商品販売額は、5,187百万円である。

第3.2-7表 商業の状況

業 種	区 分	えりも町	北海道
卸売業	事業所数（事業所）	11	12,079
	従業者数（人）	41	105,297
	年間商品販売額（百万円）	1,129	11,691,126
小売業	事業所数（事業所）	42	34,203
	従業者数（人）	200	285,655
	年間商品販売額（百万円）	4,058	6,308,491
合 計	事業所数（事業所）	53	46,282
	従業者数（人）	241	390,952
	年間商品販売額（百万円）	5,187	17,999,617

注：事業所数及び従業者数は平成28年6月1日現在、年間商品販売額は平成27年1年間の数値である。

〔「平成28年経済センサスー活動調査」（総務省・経済産業省 HP、閲覧：平成30年12月）より作成〕

#### (5) 工 業

えりも町及び北海道における工業の状況は、第3.2-8表のとおりである。えりも町の平成28年の製造品出荷額等は、432,595万円である。

第3.2-8表 工業の状況（従業員4人以上）

区 分	えりも町	北海道
事業所数（事業所）	9	5189
従業者数（人）	132	167,770
製造品出荷額等（万円）	432,595	605,759,436

注：事業所数及び従業者数は平成29年6月1日現在、製造品出荷額等は平成28年1年間の数値である。

〔「平成29年工業統計表」（経済産業省 HP、閲覧：平成30年12月）より作成〕

### 3.2.2 土地利用の状況

#### 1. 土地利用の状況

えりも町における地目別土地利用の状況は、第 3.2-9 表及び第 3.2-2 図のとおりであり、山林の占める割合が高い。

第 3.2-9 表 地目別土地利用の状況（平成 28 年）

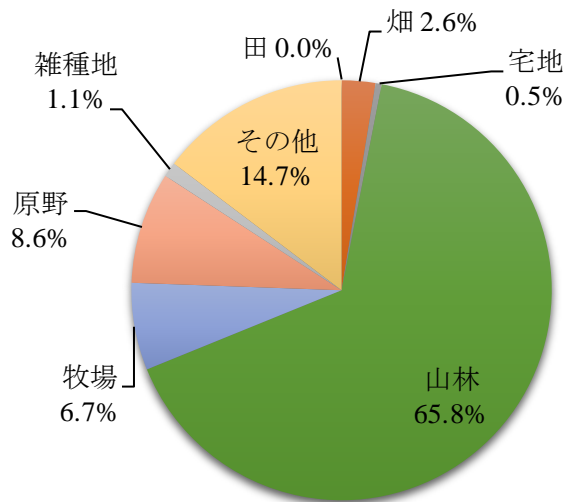
（単位：km<sup>2</sup>、（ ）内は％）

区 分	田	畑	宅 地	鉱泉地	池 沼	山 林	牧 場	原 野	雑種地	その他	合計
えりも町	0.00 (0.0)	7.37 (2.6)	1.33 (0.5)	— (—)	— (—)	186.83 (65.8)	19.09 (6.7)	24.43 (8.6)	3.23 (1.1)	41.72 (14.7)	284.00 (100)

注：1. 面積は、各市町村において、平成 28 年 1 月 1 日現在で土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている土地のうち、総評価地積と非課税地積を合計したものである。

2. 「雑種地」とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道用地、遊園地等、「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、湖等である。

〔第 125 回北海道統計書（平成 30 年）〕（北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）より作成〕



えりも町

〔第 125 回北海道統計書（平成 30 年）〕（北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）より作成〕

第 3.2-2 図 地目別土地利用の状況（平成 28 年）

## 2. 土地利用規制の状況

### (1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：平成 29 年 4 月 26 日）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりである。

#### ① 都市地域

対象事業実施区域及びその周囲には都市地域は分布していない。

#### ② 農業地域

対象事業実施区域及びその周囲の農業地域は第 3.2-3 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農業地域が分布している。

#### ③ 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲の森林地域及び地域森林計画対象民有林は第 3.2-4 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に森林地域及び地域森林計画対象民有林が分布している。

### (2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：平成 30 年 5 月 18 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は第 3.2-3 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

### (3) 都市計画に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日）に基づく用途地域の指定はない。

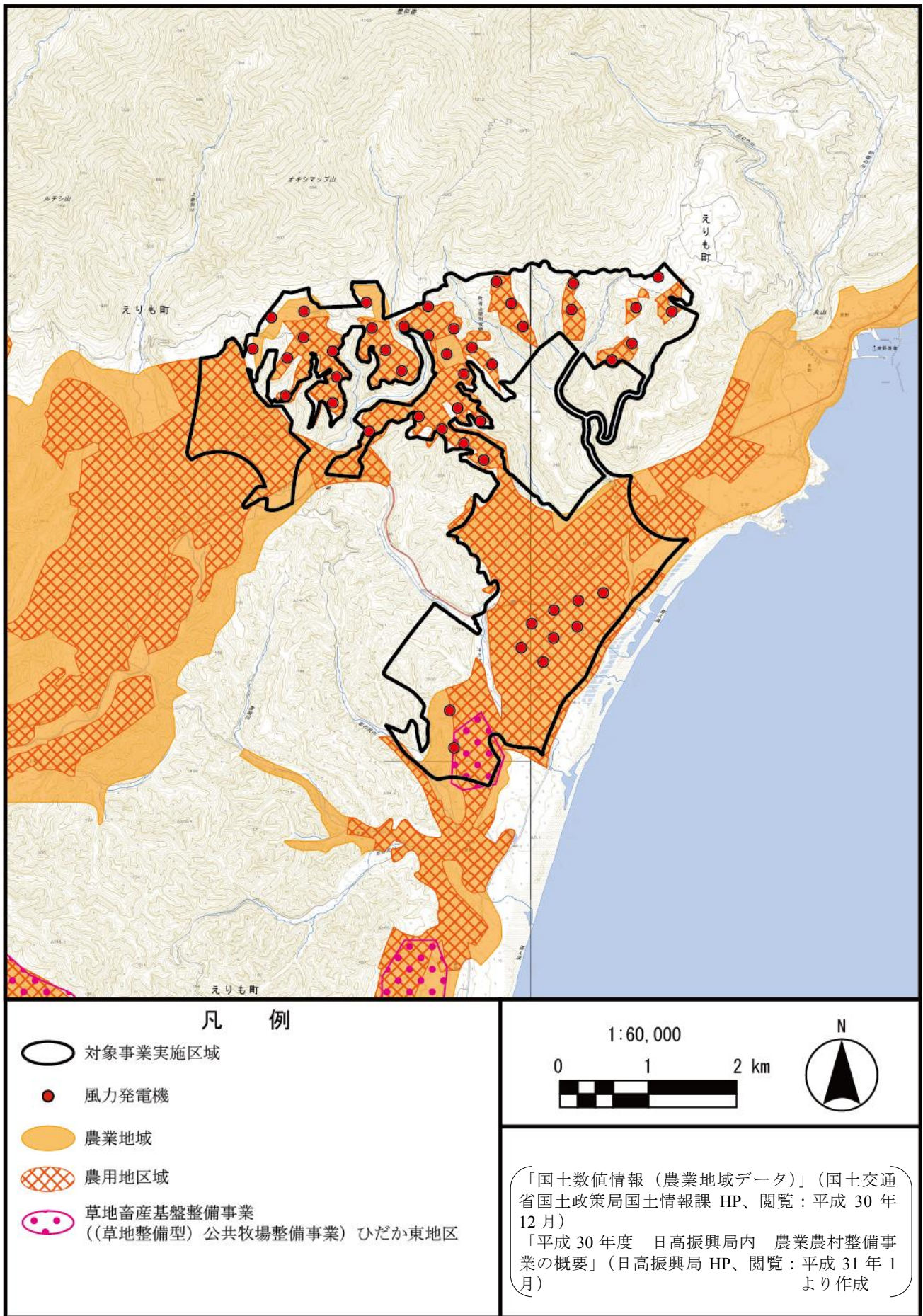
### (4) 農業農村整備事業

対象事業実施区域及びその周囲における、農業農村整備事業の実施地区については、第 3.2-10 表及び第 3.2-3 図のとおりであり、草地畜産基盤整備事業（（草地整備型）公共牧場整備事業）が実施されている。

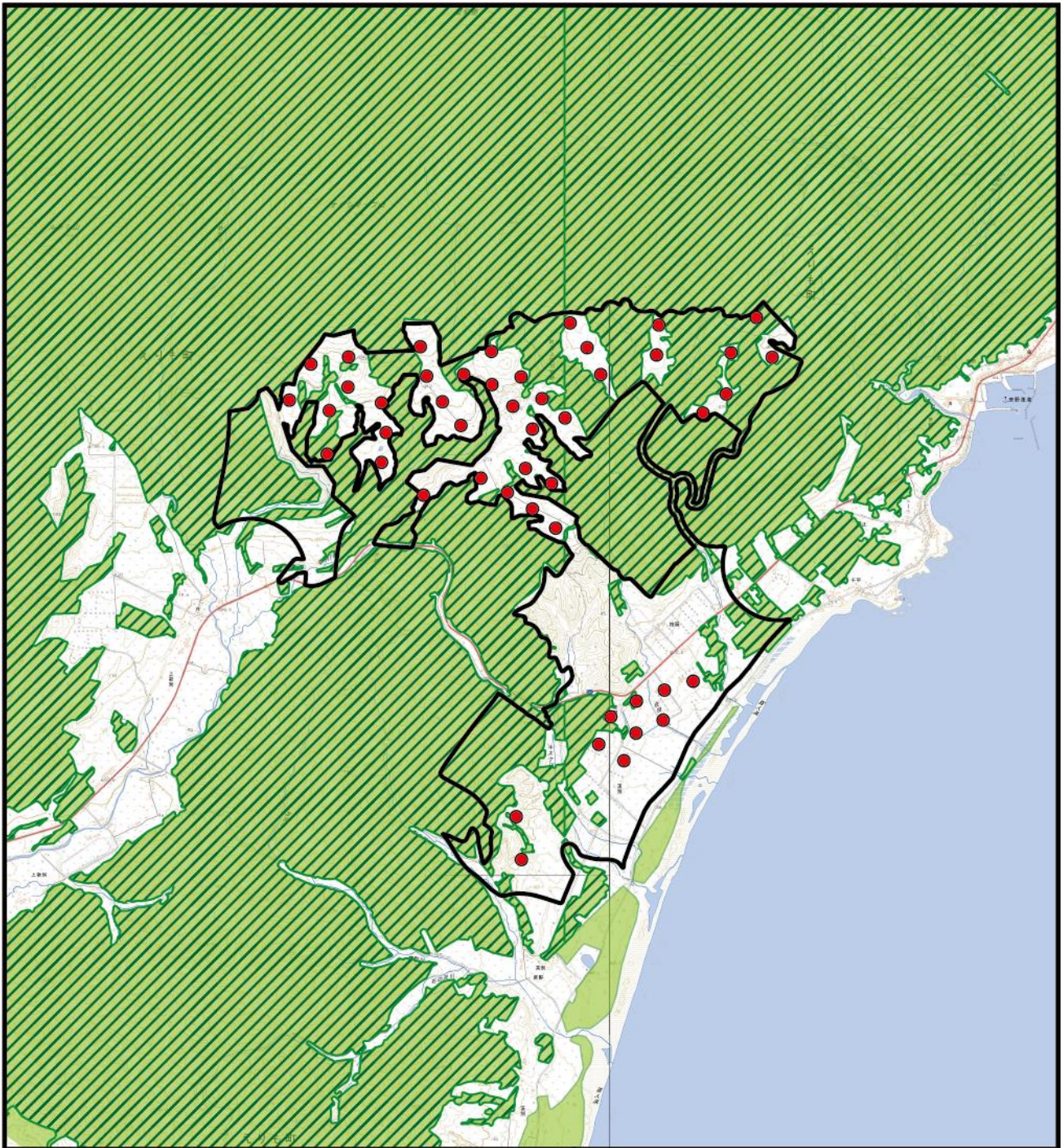
第 3.2-10 表 農業農村整備事業の概要

事業名	地区名	事業概要	工期	
			着工	完了
草地畜産基盤整備事業 （（草地整備型）公共牧場整備事業）	ひだか東	草地整備改良、道路整備、用排水施設整備、雑用水施設整備 道路、鳥獣害防止施設整備、隔障物整備	平成 26 年	平成 31 年



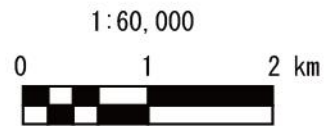


第 3.2-3 図 土地利用基本計画図（農業地域及び農用地区域）・農業農村整備事業位置



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機
-  森林地域
-  地域森林計画対象民有林



〔国土数値情報（森林地域データ）〕（国土交通  
省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 30 年  
12 月）  
より作成

第 3.2-4 図 土地利用基本計画図（森林地域）

### 3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### 1. 河川及び湖沼の利用状況

えりも町における平成28年度の簡易水道の取水状況は第3.2-11表のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲において、歌別川水系の上歌別川及びシトマン川水系のガロウ川を水道用水として利用している。水道用水の取水位置及びその集水域は第3.2-5図のとおりである。なお、「平成28年度 北海道の水道」（北海道、平成30年）によると、平成29年3月31日現在、えりも町の水道普及率は96.7%である。

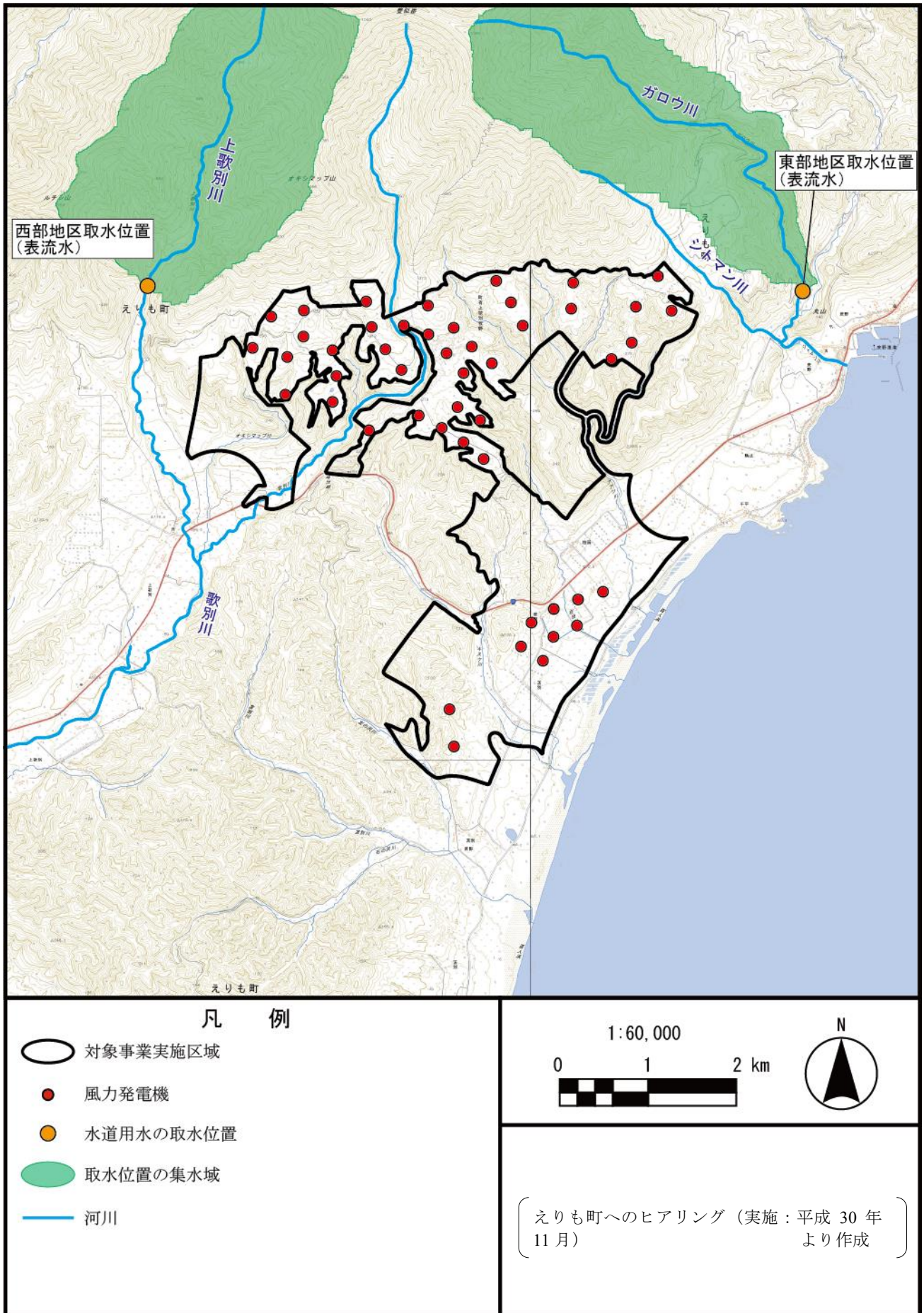
対象事業実施区域及びその周囲における農業用水の利用について、えりも町役場へのヒアリングによると、上水道、井戸及び河川水を利用している。対象事業実施区域及びその周囲の牧場において、在田川等の河川を利用している。なお、えりも町には農業用のため池はない。

また、対象事業実施区域及びその周囲における、「漁業法」（昭和24年法律第267号、最終改正：平成30年7月25日）に基づく内水面漁業の漁業権は、設定されていない。

第3.2-11表 簡易水道事業の取水状況（平成28年度）

事業名	地表水 (m <sup>3</sup> )				地下水 (m <sup>3</sup> )			湧水 (m <sup>3</sup> )	受水 (m <sup>3</sup> )	合計 (m <sup>3</sup> )
	ダム直接	ダム放流	湖水	表流 (自流) 水	伏流水	浅井戸	深井戸			
えりも町 西部	0	0	0	687,000	0	0	0	0	0	687,000
えりも町 東部	0	0	0	360,100	0	0	0	0	0	360,100
えりも町 目黒	0	0	0	35,952	0	0	0	0	0	35,952

〔「平成28年度 北海道の水道」（北海道、平成30年）より作成〕



第 3. 2-5 図 水道用水の取水位置及びその集水域

## 2. 海域の利用状況

### (1) 港湾の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲には港湾は存在しない。

### (2) 漁港の利用状況

対象事業実施区域及びその周囲における漁港の状況は、第 3.2-12 表及び第 3.2-6 図のとおりであり、庶野漁港がある。

第 3.2-12 表 漁港の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

漁港種類	漁港名	所在地	漁港管理者
第 4 種	庶野	えりも町	北海道

注：漁港種類は以下のとおりである。

第 1 種：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第 2 種：その利用範囲が第 1 種漁港よりも広く、第 3 種漁港に属しないもの

第 3 種：その利用範囲が全国的なもの

第 4 種：離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの

〔「漁港一覧（平成 29 年 4 月 1 日現在）」（水産庁 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）より作成〕

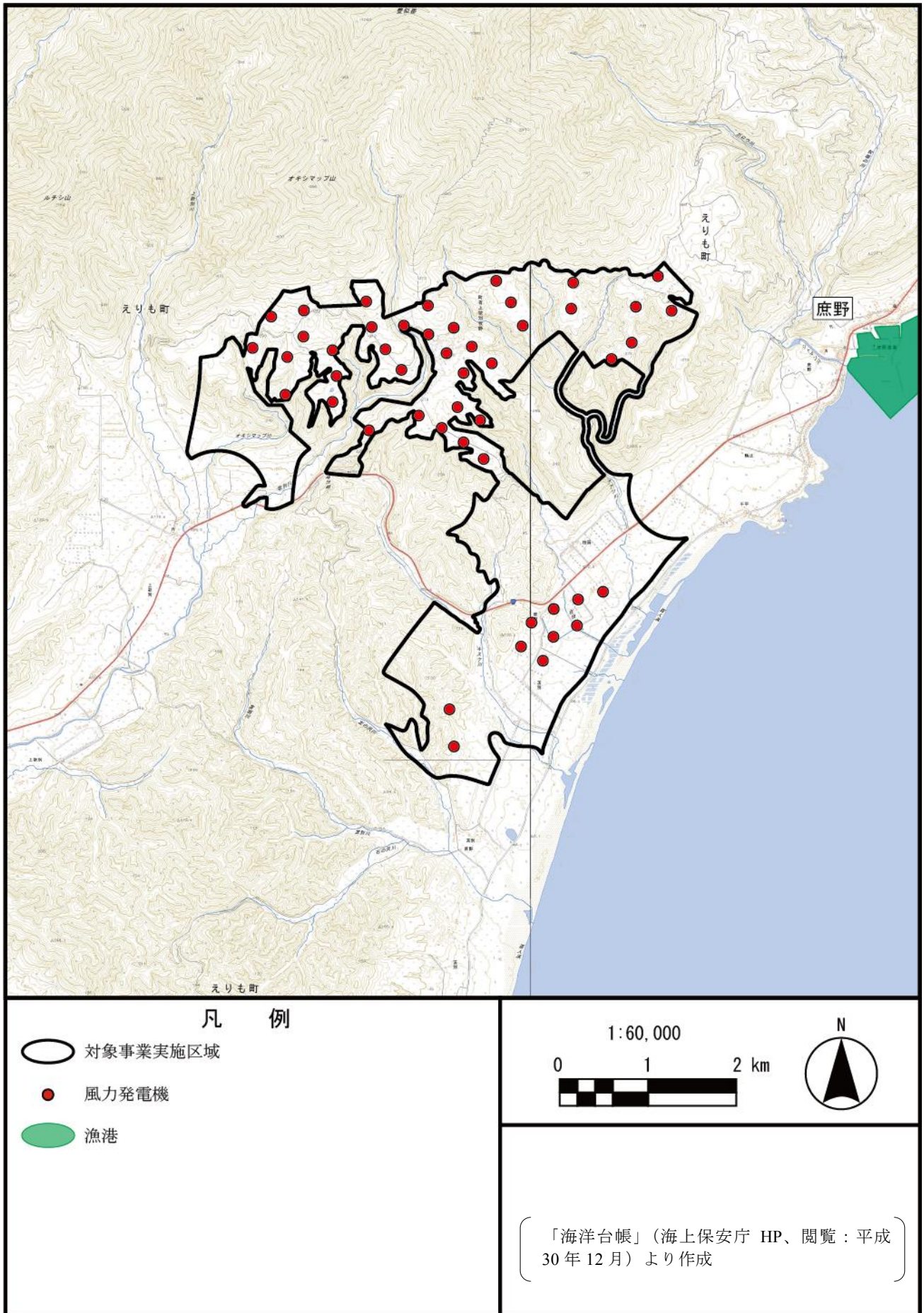
### (3) 漁業区域の状況

対象事業実施区域及びその周囲の海域には、「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：平成 30 年 12 月 14 日）に基づき第 3.2-13 表のとおり海面漁業権が設定されており、漁業区域は第 3.2-7 図のとおりである。

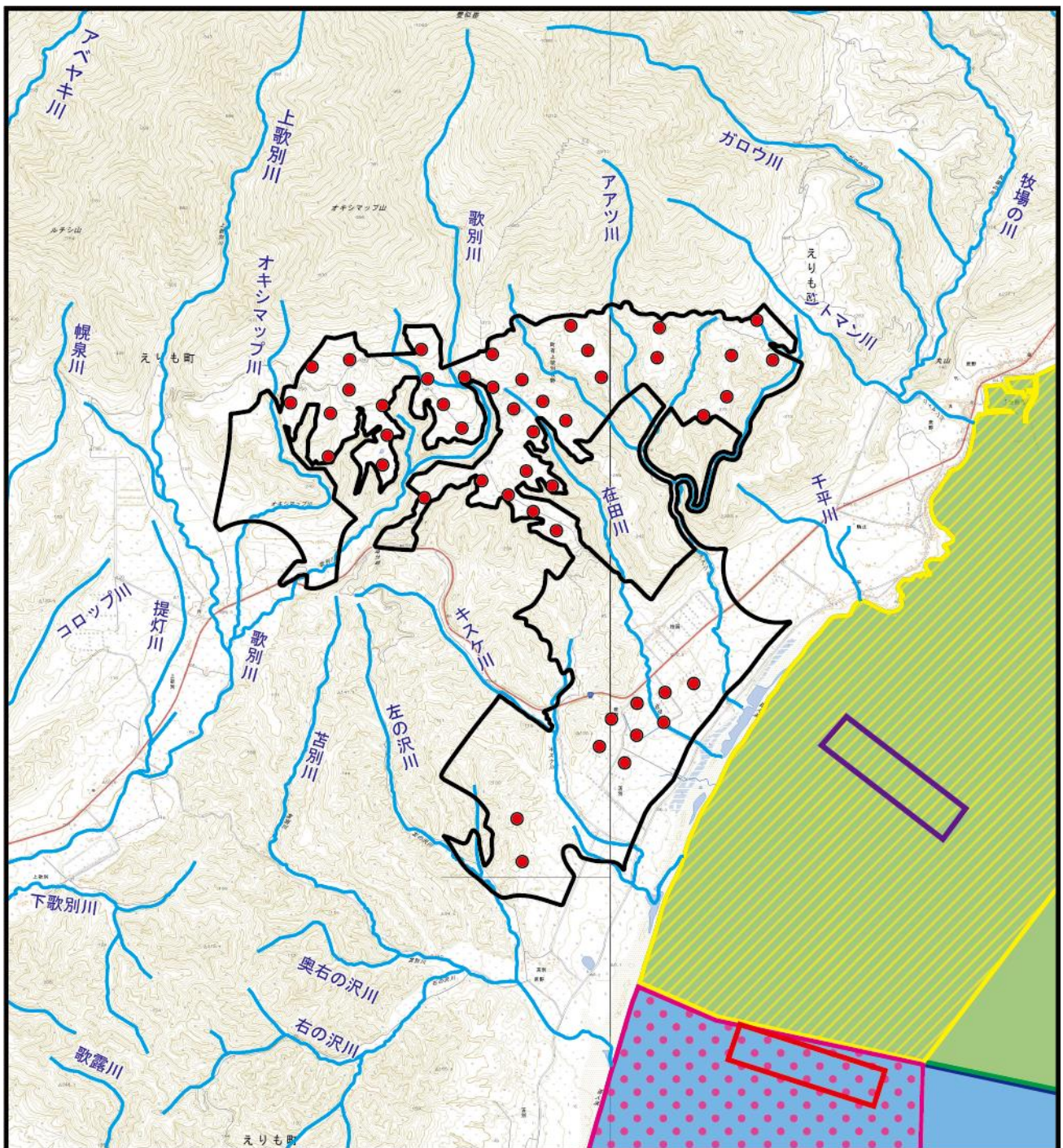
第 3.2-13 表 海面漁業権の内容

種別	免許番号	漁業種類
共同漁業権	日海共第 1 号 日海共第 2 号	第 1 種：貝類漁業 7 件（あさり、いがい、えぞばかがい等）、藻類漁業 7 件（ぎんなんそう、こんぶ、すじめ等）、その他漁業 3 件（うに、えむし、なまこ） 第 2 種：刺し網漁業 4 件（あいなめ・ながずか、かじか・そい、ししゃも・ちか・きゅうりうお、はたはた）、小型定置網漁業 2 件（はたはた、ちか・きゅうりうお・さば） 第 3 種：ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網
	日海共第 3 号 日海共第 4 号	第 1 種：貝類漁業 7 件（あさり、いがい、えぞばかがい等）、藻類漁業 7 件（ぎんなんそう、こんぶ、すじめ等）、その他漁業 3 件（うに、えむし、なまこ） 第 2 種：刺し網漁業 4 件（あいなめ・ながずか、かじか・そい、ししゃも・ちか・きゅうりうお、はたはた）、小型定置網漁業 2 件（はたはた、ちか・きゅうりうお・さば） 第 3 種：ちか・きゅうりうお・さば・いわし地びき網
	日海共第 21 号 日海共第 22 号	第 1 種：その他漁業 1 件（たこ） 第 2 種：刺し網漁業 6 件（かすべ、かれい、さめ、にしん、ほっけ・さば、たら）
	日海共第 23 号 日海共第 24 号	第 1 種：その他漁業 1 件（たこ） 第 2 種：刺し網漁業 4 件（かれい、さめ、にしん、ほっけ・さば）
	定置漁業権	えさけ定第 5 号 えさけ定第 6 号

〔「海洋台帳」（海上保安庁 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）より作成〕

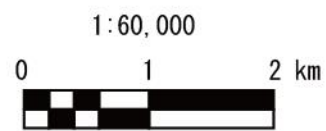


第 3.2-6 図 漁港の状況



凡 例

- 対象事業実施区域
- 風力発電機
- 日海共第1号、日海共第2号
- 日海共第3号、日海共第4号
- 日海共第21号、日海共第22号
- 日海共第23号、日海共第24号
- えさけ定第5号
- えさけ定第6号
- 河川



「海洋台帳」(海上保安庁 HP、閲覧：平成30年12月)  
 「国土数値情報(河川データ)」(国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成30年12月)より作成

第 3.2-7 図 海面漁業権の設定状況

### 3. 地下水の利用状況

えりも町における水道の取水状況は第 3.2-11 表のとおりであり、水道用水として地下水の利用はない。水道以外の地下水の飲用水の利用については、第 3.2-8 図に示す地域で井戸の利用がある。

また、えりも町役場へのヒアリングによると、地下水の農業用水の利用はあるが、取水位置については把握されていない。

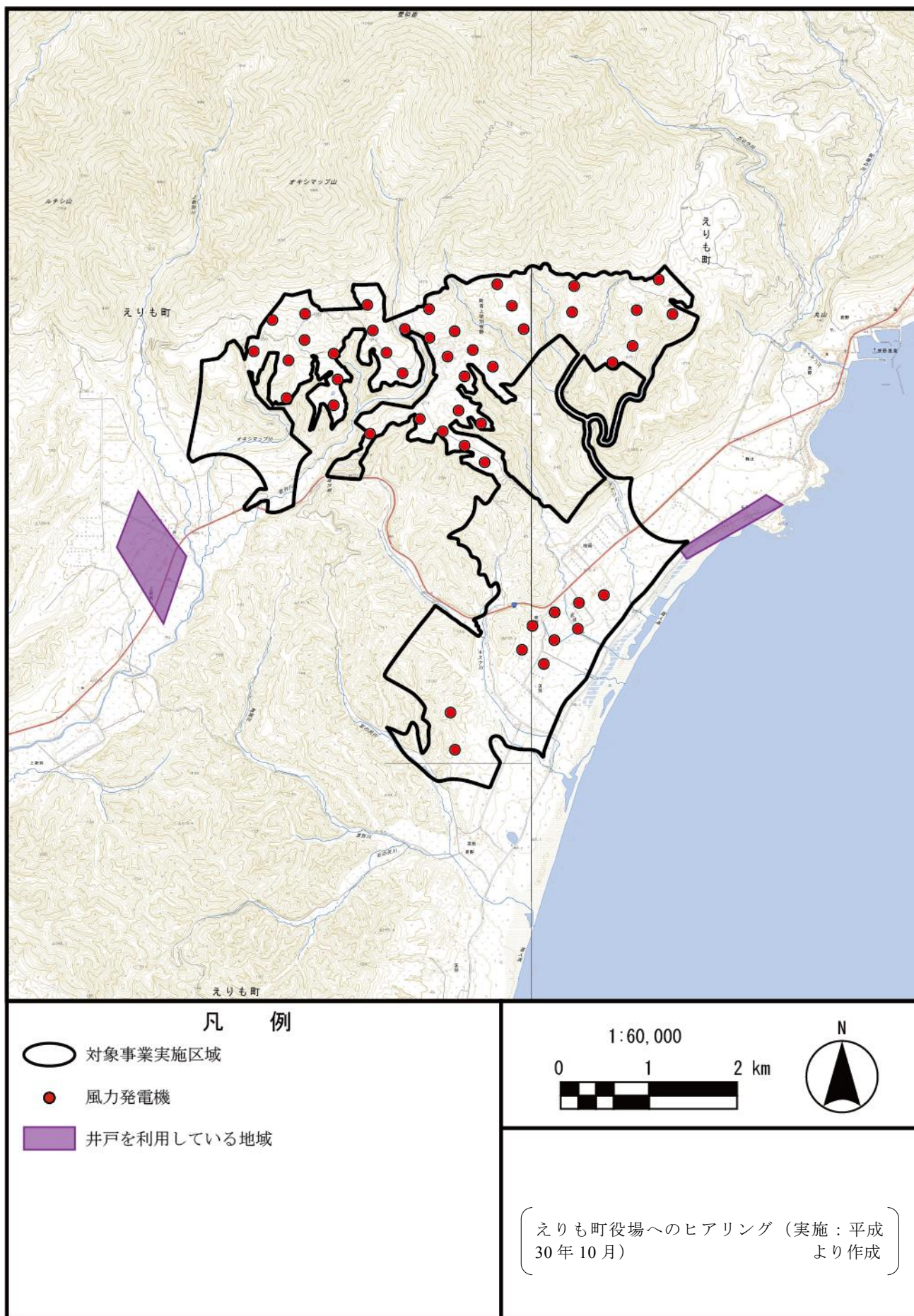
### 4. 湧水の利用状況

「湧水保全ポータルサイト」(環境省 HP、閲覧：平成 30 年 12 月)によると、対象事業実施区域及びその周囲において代表的な湧水は存在しない。また、えりも町役場へのヒアリングによると、対象事業実施区域及びその周囲において、地元住民等による湧水の利用はない。

### 5. 水資源保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における、「北海道水資源の保全に関する条例」(平成 24 年北海道条例第 9 号)に基づく水資源保全地域はない。





第 3.2-8 図 井戸の利用状況

### 3.2.4 交通の状況

#### 1. 陸上交通の状況

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路は第3.2-9図のとおりであり、一般国道336号及び主要地方道34号（襟裳公園線）があげられる。平成27年度の主要道路の交通状況は第3.2-14表、観測区間は第3.2-9図のとおりである。

第3.2-14表 主要道路の交通状況（平成27年度）

（単位：台）

路線名	番号	道路の経路（起点側～終点側）	交通量 （昼間12時間）	交通量 （24時間）
一般国道336号	①	襟裳公園線～襟裳公園線	834	1,026
	②	襟裳公園線～えりも町・広尾町境	859	1,057
主要地方道34号 （襟裳公園線）	③	一般国道336号～一般国道336号	<u>360</u>	<u>421</u>

注：1. 表中の番号は、第3.2-9図中の番号に対応している。

2. 昼間12時間及び24時間の観測時間帯は以下のとおりである。

昼間12時間観測：午前7時～午後7時

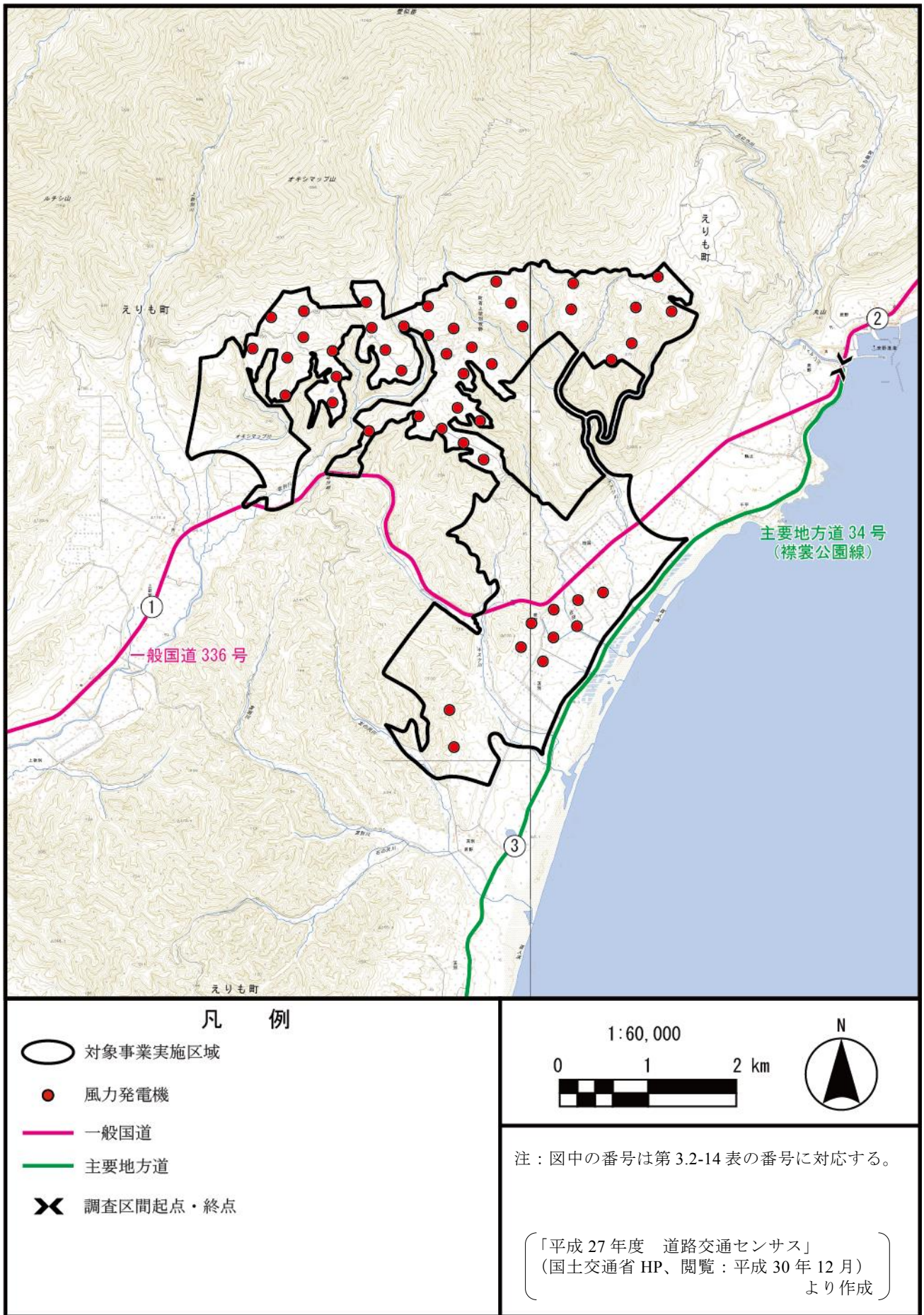
24時間観測：午前7時～翌日午前7時 または 午前0時～翌日午前0時

3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間12時間交通量：平成22年度交通量と平成22年度及び平成27年度ともに交通量を観測した区間から推定している。

24時間交通量：推定した昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて推定している。

〔平成27年度 道路交通センサス〕（国土交通省 HP、閲覧：平成30年12月）より作成



第 3.2-9 図 主要な道路と交通量観測区間

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における、学校、病院、その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下「配慮が特に必要な施設」という。）は、第3.2-15表及び第3.2-10図のとおり、学校1か所、医療機関1か所、福祉施設2か所である。風力発電機から最寄りの配慮が特に必要な施設はえりも町高齢者センターであり、距離は約1.0kmである。

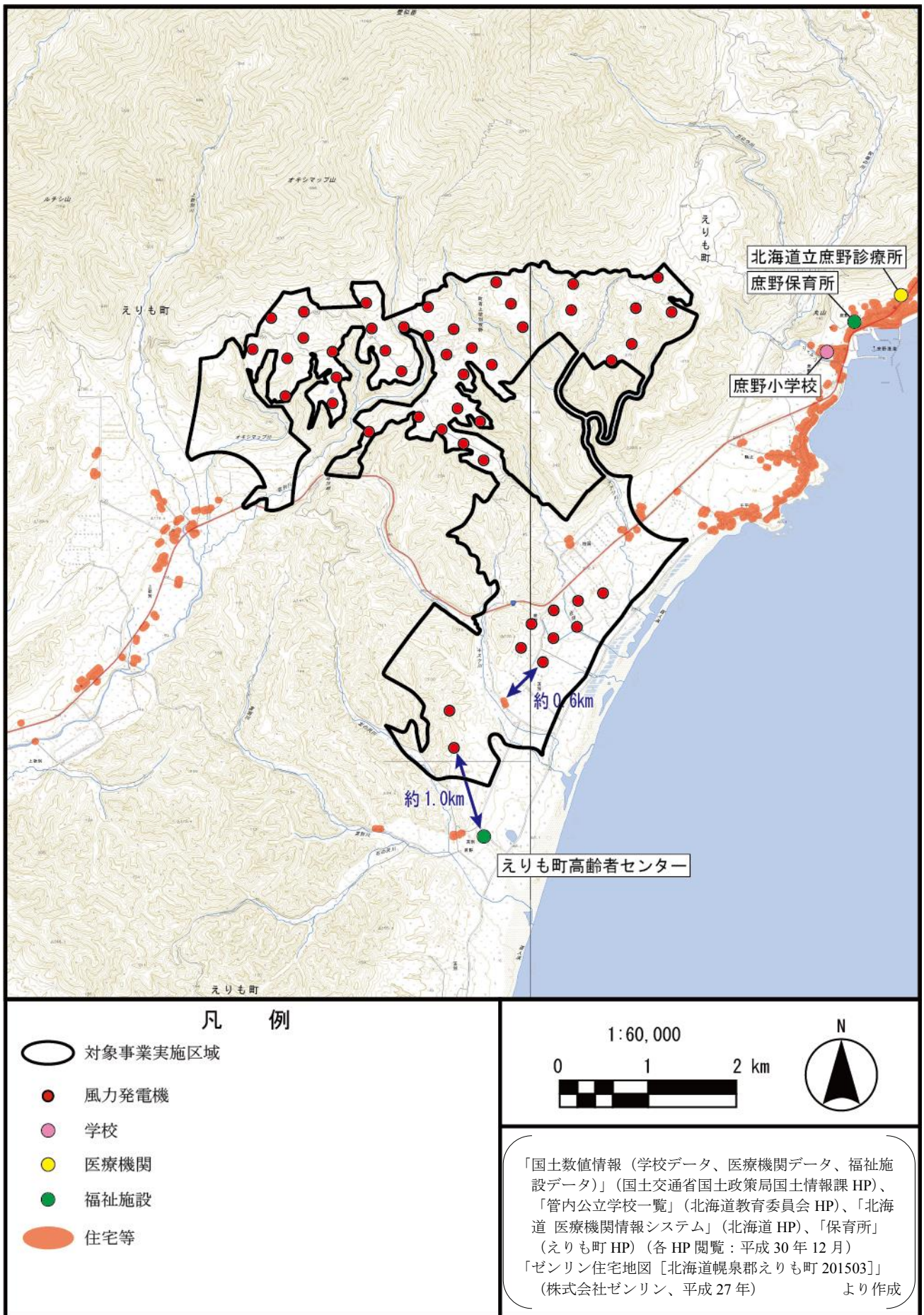
また、住宅等については第3.2-10図のとおり、対象事業実施区域及びその周囲に分布している。風力発電機から最寄りの住宅までの距離は約0.6kmである。

第3.2-15表 配慮が特に必要な施設

区 分	施設名	所在地
小学校	庶野小学校	えりも町字庶野 506-3
医療機関	北海道立庶野診療所	えりも町字庶野 664
福祉施設	庶野保育所	えりも町字庶野 579-4
	えりも町高齢者センター	えりも町字庶野 102

「国土数値情報（学校データ）（平成25年度）」、「国土数値情報（医療機関データ）（平成26年度）」、「国土数値情報（福祉施設データ）（平成27年度）」（国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成30年12月）  
 「管内公立学校一覧」（北海道教育委員会 HP、閲覧：平成30年12月）  
 「北海道 医療機関情報システム」（北海道 HP、閲覧：平成30年12月）  
 「保育所」（えりも町 HP、閲覧：平成30年12月）

より作成



第 3.2-10 図 配慮が特に必要な施設及び住宅の配置の概況

### 3.2.6 下水道の整備の状況

えりも町における平成 29 年度末の下水道処理人口普及状況は、第 3.2-16 表のとおりである。

第 3.2-16 表 下水道処理人口普及状況（平成 29 年度末）

区分	普及率 (%)	処理人口 (人)	行政人口 (人)
えりも町	46.2	2,190	4,744

注：下水道処理人口普及率 (%) = 処理区域内人口 / 総人口 × 100

〔「北海道の下水道・汚水処理普及状況」(北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月)より作成〕

### 3.2.7 廃棄物の状況

#### 1. 一般廃棄物の状況

えりも町及び北海道における、平成 28 年度の一般廃棄物（ごみ）の状況は、第 3.2-17 表のとおりである。

第 3.2-17 表 一般廃棄物（ごみ）の状況（平成 28 年度）

区分	ごみ総排出量 (t)				ごみ処理量 (t)					中間処理後再生利用量 (t)	リサイクル率 (%)
	合計	計画収集量	直接搬入量	集団回収量	合計	直接焼却量	直接最終処分量	焼却以外の中間処理量	直接資源化量		
えりも町	1,675	743	814	118	1,557	1,196	146	0	215	126	27.4
北海道	1,902,079	1,528,063	239,356	134,660	1,766,452	1,114,013	162,449	456,783	33,207	294,366	24.3

注：リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

〔「一般廃棄物処理実態調査結果」(環境省 HP、閲覧：平成 30 年 12 月)より作成〕

#### 2. 産業廃棄物の状況

対象事業実施区域の位置する日高振興局及び北海道における産業廃棄物の状況は、第 3.2-18 表のとおりである。

また、対象事業実施区域から半径 50km の範囲における中間処理施設及び最終処分場の施設数は、第 3.2-19 表のとおりであり、中間処理施設及び最終処分場の分布状況は第 3.2-11 図のとおりである。

第 3.2-18 表 産業廃棄物の状況（平成 27 年度）

(単位：t)

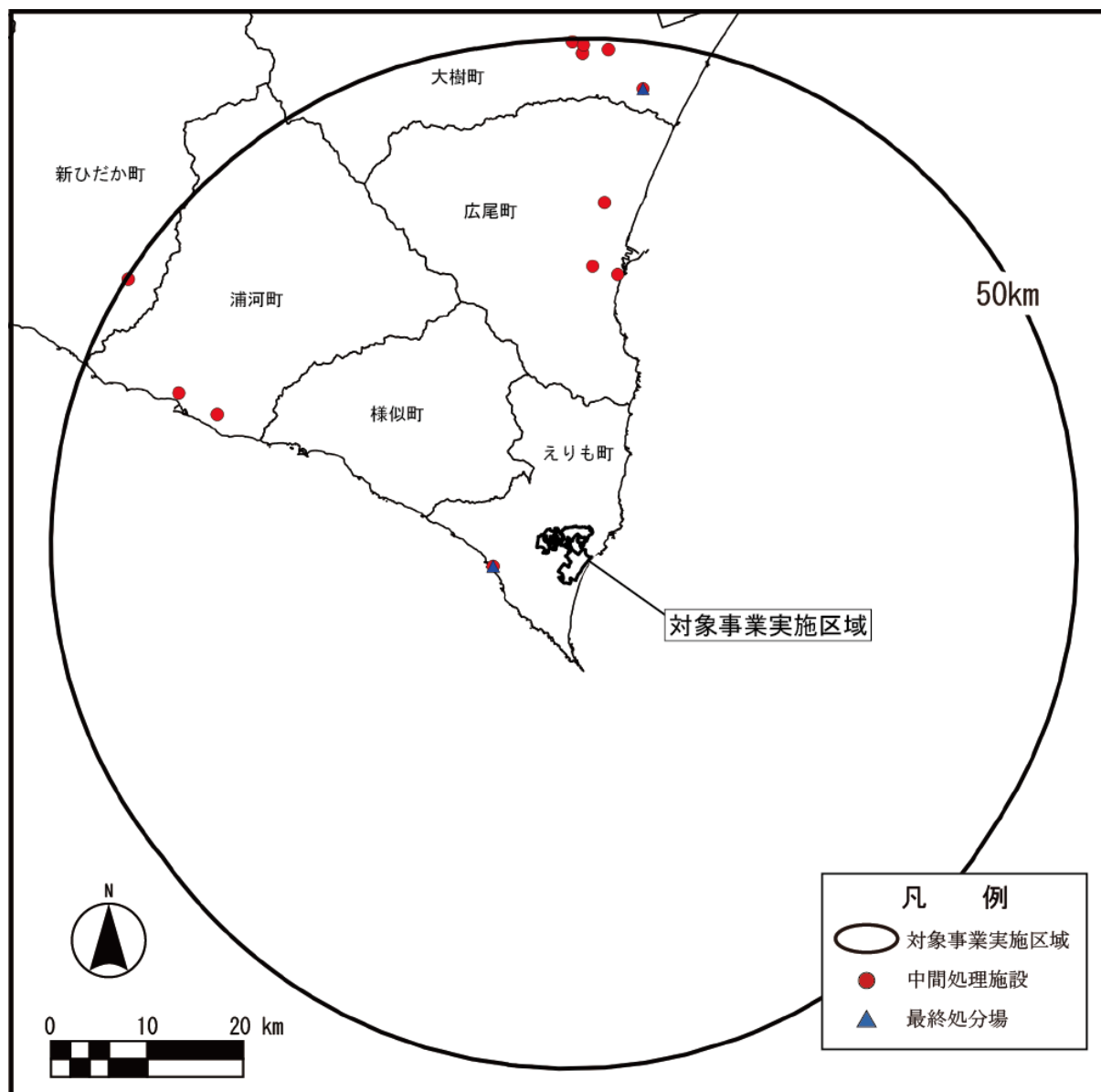
区分	発生量	有価物量	排出量				
			合計	再生利用量	減量化量	自己保管・その他量	最終処分量
日高振興局	594,453	6,848	587,605	389,589	191,565	160	6,382
北海道	39,150,084	1,817,889	37,332,194	20,892,630	15,714,002	17,028	708,535

〔「北海道における産業廃棄物の処理状況」(北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月)より作成〕

第 3.2-19 表 産業廃棄物処理施設数

道	町	中間処理施設数	最終処分場数
北海道	広尾町	3	0
	大樹町	6	1
	えりも町	1	1
	新ひだか町	1	0
	浦河町	2	0
合 計		13	2

〔「国土数値情報」(廃棄物処理施設データ)  
 (国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 30 年 12 月) より作成〕



〔「国土数値情報 (廃棄物処理施設データ)」  
 (国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：平成 30 年 12 月) より作成〕

第 3.2-11 図 中間処理施設及び最終処分場の分布状況

### 3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

#### 1. 公害関係法令等

##### (1) 環境基準等

##### ① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき全国一律に定められており、その内容は第3.2-20表(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、第3.2-20表(2)の基準がそれぞれ定められている。

第3.2-20表(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。  
 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。  
 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。  
 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。  
 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

〔「大気の大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、最終改正：平成8年10月25日）  
 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、最終改正：平成8年10月25日）  
 「微小粒子状物質による大気の大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）より作成〕

第3.2-20表(2) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

備考：1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。  
 2. ベンゼン等による大気の大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

〔「ベンゼン等による大気の大気汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号、最終改正：平成30年11月19日）より作成〕



## ② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）に基づき、定められている。北海道では第 3.2-21 表のとおり、都市計画の用途地域に応じた地域の類型指定を行っている。騒音に係る環境基準は第 3.2-22 表のとおりである。騒音規制法及び振動規制法に基づいて指定地域が設定されているが、えりも町では指定はない。

第 3.2-21 表 騒音・振動の区域区分と都市計画の用途地域

騒音の区域区分	振動の区域区分	都市計画の用途地域
第 1 種区域	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 <sup>※1</sup> 第 2 種中高層住居専用地域 <sup>※1</sup>
第 2 種区域		第 1 種中高層住居専用地域 <sup>※2</sup> 第 2 種中高層住居専用地域 <sup>※2</sup> 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域
第 3 種区域	第 2 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
第 4 種区域		工業地域

注：※1 第 1 種並びに第 2 種中高層住居専用地域のうち、中高層住宅が一团地として、建設されている地区

※2 第 1 種並びに第 2 種中高層住居専用地域のうち、上記以外の区域

〔騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き〕（北海道環境生活部、平成 30 年）より作成

第 3.2-22 表(1) 騒音に係る環境基準【一般地域】

地域の類型	基準値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：AA 地域：未指定

A 地域：騒音規制法に基づく第 1 種区域・第 2 種区域

（第 2 種区域にあつては、都市計画法による第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域に限る。）

B 地域：騒音規制法に基づく第 2 種区域（A 地域を除く。）

C 地域：騒音規制法に基づく第 3 種区域・第 4 種区域（両区域とも工業専用地域を除く。）

〔騒音に係る環境基準について〕（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日）  
〔騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き〕（北海道環境生活部、平成 30 年）より作成

第 3.2-22 表 (2) 騒音に係る環境基準【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

〔「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日)より作成〕

第 3.2-22 表 (3) 騒音に係る環境基準【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

〔「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：平成 24 年 3 月 30 日)より作成〕

### ③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日)に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第 3.2-23 表のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、第 3.2-24 表～第 3.2-26 表のとおり、河川、湖沼、海域ごとに利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲において、類型指定が行われている河川及び海域はない。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第 3.2-27 表のとおりすべての地下水について定められている。

第 3.2-23 表 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日)より作成〕

第 3.2-24 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。  
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

- 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成〕

第 3.2-24 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成〕

第 3.2-25 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—
備考：1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、日間平均値とする。 3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成〕

第 3.2-25 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級 (特殊なもの) 及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考：1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用  
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用  
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度  
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成]

第 3.2-25 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日）より作成]

第 3.2-25 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日)より作成〕

第 3.2-26 表 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考：1. 基準値は、日間平均値とする。  
2. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用  
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日)より作成〕

第 3.2-26 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考：1. 基準値は、年間平均値とする。  
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日)より作成〕

第 3.2-26 表 (3) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成〕

第 3.2-26 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (海域)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

備考：基準値は、日間平均値とする。

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：平成 28 年 3 月 30 日) より作成〕



第 3.2-27 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> <p>4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：平成 28 年 3 月 29 日)より作成

#### ④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年法律第91号、最終改正：平成30年6月13日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は第3.2-28表のとおりである。

第 3.2-28 表 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機磷	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>

注：環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：平成 30 年 9 月 18 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、第3.2-29表のとおりである。

第3.2-29表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について〕

（平成11年環境庁告示第68号、最終改正：平成21年3月31日）

より作成

## (2) 規制基準等

### ① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号、最終改正：平成29年1月6日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K値）が定められており、えりも町における値は17.5となっている。

また、ばいじん、有害物質の一般排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号、最終改正：平成29年6月2日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設は設置しない。

### ② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和43年法律第98号、最終改正：平成26年6月18日）に基づき、特定工場騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する規制基準及び自動車等において発生する騒音の要請限度が定められている。

騒音に関する規制基準は第3.2-30表～第3.2-33表のとおりである。えりも町では、規制地域の指定が行われておらず、対象事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。

第3.2-30表 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第1種区域	40 デシベル	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	45 デシベル	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域	55 デシベル	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

注：区域の区分は第3.2-21表による。

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部、平成30年）より作成〕

第 3.2-31 表 騒音に係る特定建設作業

作 業	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

〔騒音規制法施行令〕（昭和43年政令第324号、最終改正：平成23年11月28日）より作成

第 3.2-32 表 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

規制種別 区域の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの作業時間	作業期間	作業日
第1号区域	85 デシベル	19:00～7:00の 時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の 休日でないこと
第2号区域		22:00～6:00の 時間内でないこと	14時間を超えないこと		

注：1. 1号区域：騒音規制法による規制地域のうち、第1種区域・第2種区域の全域

騒音規制法による規制地域のうち、第3種区域・第4種区域内の下記に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域

- ・学校教育法に規定する学校
- ・児童福祉法に規定する保育所
- ・医療法に規定する病院及び診療所のうち入院施設を有するもの
- ・図書館法に規定する図書館
- ・老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園

2. 2号区域：騒音規制法による規制地域で、上記以外の地域

〔騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き〕（北海道環境生活部、平成30年）より作成

第 3.2-33 表 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 区域及び B 区域のうち、1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
A 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
B 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び C 区域のうち、車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

注：A 区域：騒音規制法に基づく第 1 種区域・第 2 種区域（第 2 種区域にあつては、都市計画法による第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域に限る。）

B 区域：騒音規制法に基づく第 2 種区域（A 区域を除く。）

C 区域：騒音規制法に基づく第 3 種区域・第 4 種区域（両区域とも工業専用地域を除く。）

〔騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き〕（北海道環境生活部、平成 30 年）より作成

③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日）に基づき、規制地域を指定して特定工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する振動の規制基準並びに道路交通振動の要請限度が定められている。

振動に関する規制基準は第 3.2-34 表～第 3.2-37 表のとおりであり、えりも町では、規制地域の指定は行われておらず、対象事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。

第 3.2-34 表 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8:00~19:00)	夜間 (19:00~8:00)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

注：区域の区分は第 3.2-21 表による。

〔「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部、平成 30 年）より作成〕

第 3.2-35 表 振動に係る特定建設作業

作 業	
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

〔「振動規制法施行令」（昭和 51 年政令第 280 号、最終改正：平成 23 年 11 月 28 日）より作成〕

第 3.2-36 表 特定建設作業において発生する振動の規制基準

規制種別 区域の区分	基準値	作業可能時刻	最大作業時間	最大連続作業日数	作業日
1号区域	75	午前7時～午後7時	1日あたり10時間	連続6日間	日曜その他の休日を除く日
2号区域	デシベル以下	午前6時～午後10時	1日あたり14時間		

注：1. 1号区域：法第3条第1項の規定により指定された区域のうち、第1種区域の全域及び第2種区域内の次の施設の敷地の周囲おおむね80mの区域内

- ・学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条に規定する学校
- ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
- ・医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
- ・図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- ・老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

2. 2号区域：法第3条第1項の規定により指定された地域のうち、前号に掲げる区域以外の区域  
 [「騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き」（北海道環境生活部、平成30年）より作成]

第 3.2-37 表 道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～8:00)
	第1種区域		65 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

注：1. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

2. 区域の区分は第3.2-21表による。

[「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号、最終改正：平成27年4月20日）]

#### ④ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水水については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号、最終改正：平成29年6月2日）に基づき、全国一律の排水基準（有害物質28物質、生活環境15項目）が第3.2-38表のとおり、定められている。

また、北海道においては、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年北海道条例第27号）により、区域に応じた上乘せ排水基準が設定されているが、本事業は規制対象事業にはなっていない。



第 3. 2-38 表(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.5mgCr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10mgB/L 海域 230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mgF/L 海域 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考：1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：平成 30 年 8 月 28 日）より作成〕

第 3.2-38 表(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
磷含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
<p>備考：1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>※「環境大臣が定める湖沼」＝昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る湖沼）</p> <p>「環境大臣が定める海域」＝平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は磷含有量についての排水基準に係る海域）</p>	

〔「排水基準を定める省令」(昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：平成 30 年 8 月 28 日)より作成〕

## ⑤ 悪臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年 12 月 14 日）第 3 条及び第 4 条に基づき、都道府県知事（政令市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質の規制基準は、第 3.2-39 表のとおりである。えりも町は規制地域に指定されておらず、対象事業実施区域及びその周囲における指定はない。

第 3.2-39 表(1) 悪臭防止法に基づく規制基準（敷地境界）

（単位：ppm）

規制物質	区域の区分	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア		1	2	5
メチルメルカプタン		0.002	0.004	0.01
硫化水素		0.02	0.06	0.2
硫化メチル		0.01	0.05	0.2
二硫化メチル		0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン		0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド		0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド		0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド		0.02	0.07	0.2
ノルマルバレールアルデヒド		0.009	0.02	0.05
イソバレールアルデヒド		0.003	0.006	0.01
イソブタノール		0.9	4	20
酢酸エチル		3	7	20
メチルイソブチルケトン		1	3	6
トルエン		10	30	60
スチレン		0.4	0.8	2
キシレン		1	2	5
プロピオン酸		0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸		0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸		0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸		0.001	0.004	0.01
備考：A 区域、B 区域及び C 区域とは、それぞれ工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域（平成 24 年北海道告示第 183 号）により、指定された A 区域、B 区域及び C 区域をいう。				

〔「悪臭防止法に基づく規制基準の設定」（平成 24 年北海道告示第 184 号）より作成〕

### 第 3.2-39 表(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（排出口）

事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準
第 3.2-39 表(1)で定める規制基準を基礎として「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 3 条に定める方法により、特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに、算出して得た流量とする。

〔騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き〕（北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）より作成

### 第 3.2-39 表(3) 悪臭防止法に基づく規制基準（排水）

事業場の排水の敷地外における規制基準
第 3.2-39 表(1)で定める規制基準を基礎として「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号）第 4 条に規定する方法により算出したメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルの種類ごとの排水中の濃度の値とする。ただし、メチルメルカプタンは、「悪臭防止法施行規則」第 4 条の規定により算出した排水中の濃度の値が 1L につき 0.002mg 未満の場合は、1L につき 0.002mg とする。

〔騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法の手引き〕（北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）より作成

## ⑥ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく区域の指定に係る基準は、第 3.2-40 表のとおりである。えりも町において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、えりも町において、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく「農用地土壌汚染対策地域」の指定はない。

第 3.2-40 表(1) 区域の指定に係る基準  
(土壌溶出量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 29 年 12 月 27 日)より作成〕

第 3.2-40 表(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：平成 29 年 12 月 27 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日）に基づき、規制地域が指定されている。北海道において、規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：平成 29 年 6 月 16 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：平成 26 年 6 月 4 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物（石綿等含有廃建材を含む。）は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）により、事業活動等に伴い、相当程度多い温室効果ガスを排出する特定排出者は、事業を所管する大臣への温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられている。

なお、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：平成 30 年 6 月 13 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

### (3) その他の環境保全計画等

#### ① 北海道総合計画

「北海道総合計画」（北海道、平成 28 年）は、北海道の政策の基本的な方向を総合的に示す計画であり、すべての道民がともに考え、ともに行動するための指針となるものである。道計画では、将来にわたって安全で安心して心豊かに住み続けることができる活力ある地域社会、『輝きつづける北海道』の実現をめざし、「七光星」になぞらえ、7つの将来像を設定している。

将来像とその設定方向は、第 3.2-41 表のとおりである。

第 3.2-41 表 将来像とその設定方向

	将来像	将来像の設定方向
1	地域全体で支える 「子育て環境・最適地」	子どもを生き育てる環境を整える
2	北国で心豊かに暮らせる 安全・安心社会	将来にわたる暮らしの安全・安心を確保する
3	豊かな自然と共生する 「環境先進モデル・北海道」	生物多様性の保全と持続可能な利用を図る多様なエネルギーの導入を拡大する
4	世界に広がる“憧れのくに” 北海道ブランド	海外の経済成長を取り込む
5	北海道の潜在力を活かす 地域経済の循環	資源・ひと・経済の好循環を確立する
6	北の大地を力強く切り拓く 豊富な人材	人材を育成し、技術・技能を開発・継承する
7	北海道ならではの 個性あふれる地域	持続可能な地域社会を形成する

〔「北海道総合計画」（北海道、平成 28 年）より作成〕

## ② 北海道環境基本条例

北海道の環境行政の基本的方向については、平成 8 年 10 月に制定した「北海道環境基本条例」（平成 8 年北海道条例第 37 号）において定められている。条例は、北海道の環境行政の基本理念、道民、事業者、行政の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されたものである。条例では、「基本理念」に基づき「施策の基本方針」が定められており、それぞれの内容は第 3.2-42 表及び第 3.2-43 表のとおりである。

### 第 3.2-42 表 基本理念

基本理念	
1	環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。
2	環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
3	地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

〔「北海道環境基本条例」（平成 8 年北海道条例第 37 号）より作成〕

### 第 3.2-43 表 施策の基本方針

施策の基本方針	
1	人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
2	人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
3	潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。
4	環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正かつ有効な利用を推進すること。

〔「北海道環境基本条例」（平成 8 年北海道条例第 37 号）より作成〕



### ③ 北海道環境基本計画〔第2次計画〕

「北海道環境基本計画〔第2次計画〕」（北海道、平成20年）は、「北海道環境基本条例」（平成8年北海道条例第37号）に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的な方向などを明らかにするものであり、北海道の環境に関する個別の計画等の指針となるものである。また、「北海道環境基本計画〔第2次計画〕」は、「新・北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って推進され、計画期間は平成20年度からおおむね10年である。

計画の構成として、21世紀半ばを展望した北海道の将来あるべき環境の姿を長期目標とし、その実現に向けて実施すべき施策の基本的事項として、「分野別の施策の展開」、「各分野に共通する施策の展開」、「重点的に取り組む事項」を定めている。

平成28年に施策の基本的事項について改定が行われ、この計画期間を平成28年度からおおむね5年としている。

長期目標及び施策の基本的事項は、第3.2-44表及び第3.2-45表のとおりである。

第3.2-44表 長期目標

将来像	将来像の視点
循環と共生を基調とする 環境負荷の少ない持続可能な北海道 ～未来に引き継ごう恵み豊かな環境～	自然と共生する。
	健全な物質循環を確保する。
	持続可能な生活を目指す。
	環境に配慮した地域づくりをすすめる。
	環境と経済の良好な関係をつくる。

〔「北海道環境基本計画〔第2次計画〕」（北海道、平成20年）より作成〕

第3.2-45表 施策の基本的事項（平成28年改定）

政策体系	個別計画
地域から取り組む地球環境の保全	地球温暖化対策推進計画
北海道らしい循環型社会の形成	循環型社会形成推進基本計画
自然との共生を基本とした環境の保全と創造	生物多様性保全計画
安全・安心な地域環境の確保	—
各分野に共通する施策の展開	環境教育等行動計画

〔「北海道環境基本計画〔第2次計画〕改定版」（北海道、平成28年）より作成〕

#### ④ えりも町まち・ひと・しごと創生総合戦略

えりも町では、今後急速な人口減少が見込まれることから、持続可能なまちづくりに向け、地場産業の振興を基盤とした雇用の拡大や子育て支援などについて基本目標を設定した「えりも町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（えりも町、平成 26 年）を策定している。

計画の期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間としており、計画の構成として、今後の 5 年間で目指す目標とすべき「将来像」の実現に向け、4 つの基本目標を設定している。目指すべき姿、基本目標及び実施する施策は第 3.2-46 表のとおりである。

第 3.2-46 表 えりも町まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

目指すべき姿	基本目標	実施する施策
輝く海と大地を次世代へつなげるまちづくり	1. まちに仕事をつくる	1. 地場産業の振興
		2. 担い手の育成
		3. 地域資源の有効活用
	2. まちに人を呼び込む	1. 観光振興（再興）
		2. 地域連携による交流人口の拡大
	3. 若者の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	1. 子育て支援
		2. 子育て環境の充実
		3. 婚活応援
	4. 安心・安全なまちづくりの推進	1. 便利なまちづくり
		2. 防災力の向上

〔「えりも町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（えりも町、平成 26 年）より作成〕

## 2. 自然関係法令等

### (1) 自然保護関係

#### ① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）及び「北海道立自然公園条例」（昭和 33 年北海道条例第 36 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日）に基づく自然公園の指定状況は第 3.2-12 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「日高山脈襟裳国定公園」がある。

「日高山脈襟裳国定公園」の概要は第 3.2-47 表のとおりである。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。

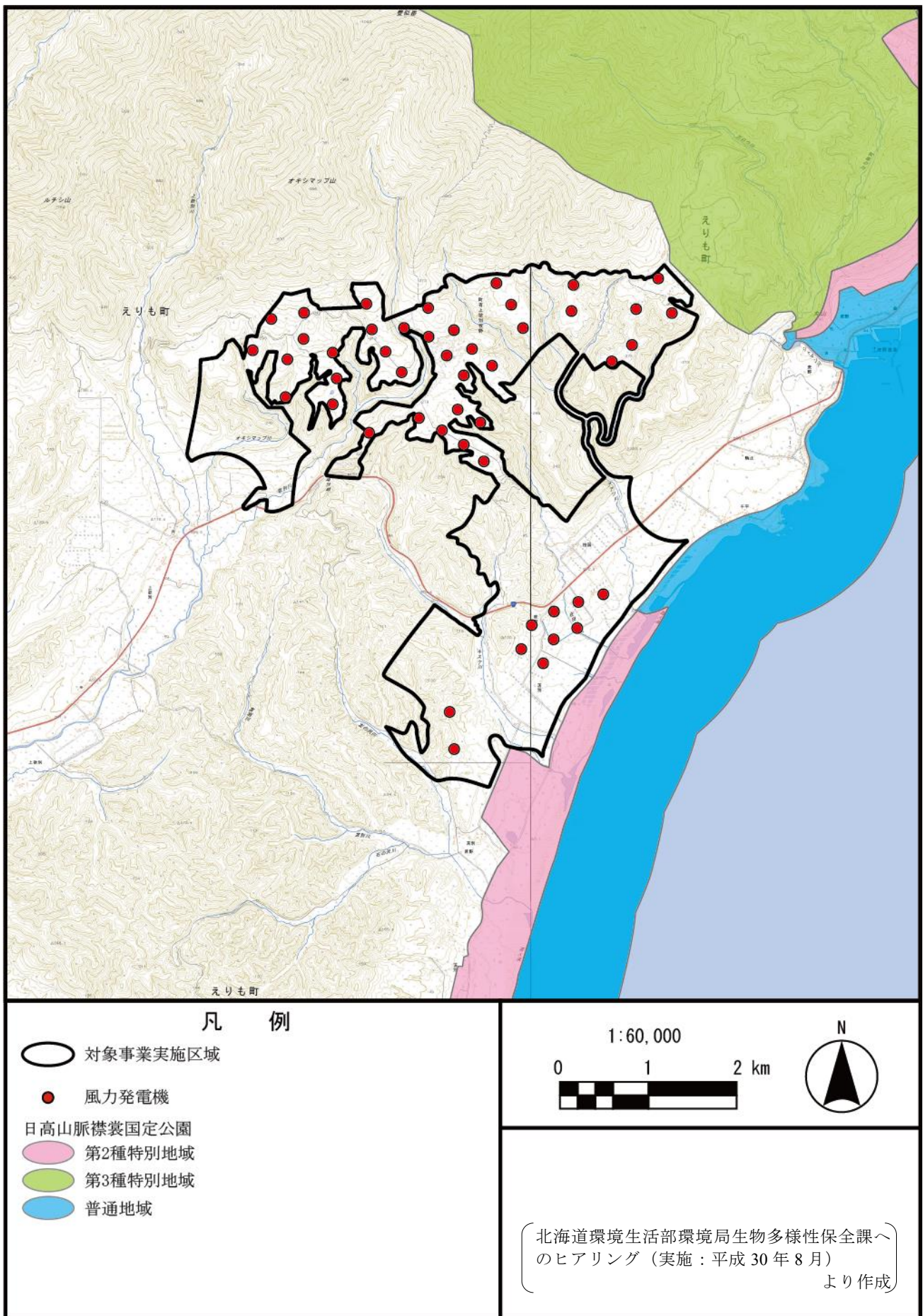
普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

第 3.2-47 表 自然公園の概要

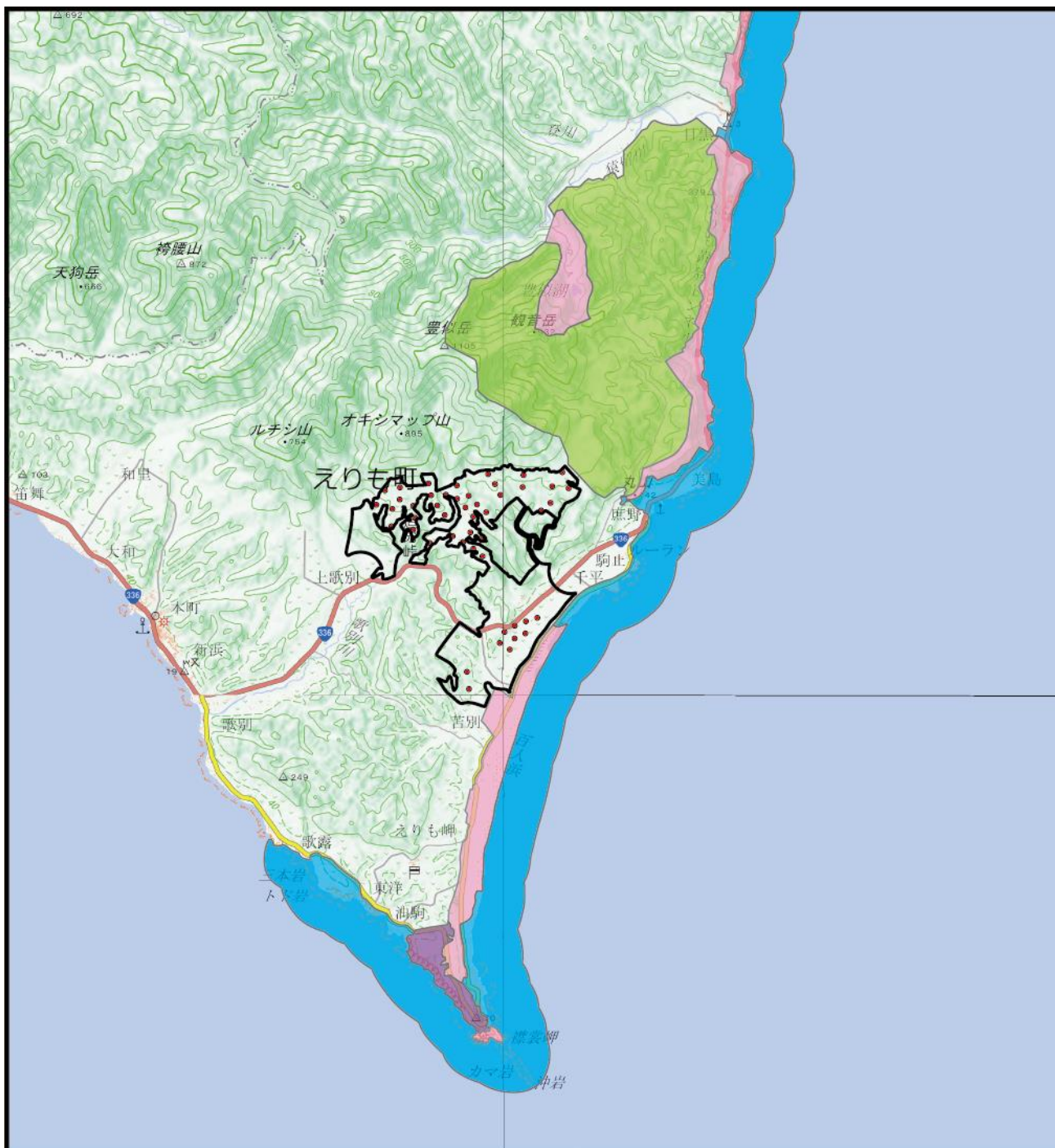
名称 (指定年月日)	概要	関係自治体
日高山脈襟裳国定公園 (昭和 56 年 10 月 1 日)	北海道の背骨といわれる雄大な日高山脈の山並み、広尾町から襟裳岬にかけての海蝕崖の続く海岸線一帯、そして花の名山として知られるアポイ岳とその周辺の 3 つの地区で構成される自然公園。総面積は 103,447ha で、国定公園としては日本最大である。襟裳岬は、岬の先端から 1.5km にも及ぶ岩礁が連続する姿と、非常に風が強いことで知られているが、一方で、岩礁の上にゼニガタアザラシののんびりとした姿が観察でき、穏やかな表情を楽しむことができる。	帯広市、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町、日高町、浦河町、新冠町、新ひだか町、平取町、様似町、えりも町

「北海道の自然公園」（北海道 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）



「国立公園」（環境省 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）より作成



第 3.2-12 図(1) 自然公園の状況



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機

日高山脈襟裳国定公園

-  第1種特別地域
-  第2種特別地域
-  第3種特別地域
-  普通地域

1:150,000



北海道環境生活部環境局生物多様性保全課  
へのヒアリング（実施：平成30年8月）  
より作成

第 3.2-12 図(2) 自然公園の状況（広域）

② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 26 年 6 月 13 日）の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域はない。

③ 北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域等

対象事業実施区域及びその周囲には、「北海道自然環境等保全条例」（昭和 48 年北海道条例第 64 号）の規定に基づく道自然環境保全地区、環境緑地保護地区、自然景観保護地区、学術自然保護地区及び記念保護樹木はない。

④ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

⑤ 都市緑地法により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：平成 30 年 6 月 27 日）の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑥ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

対象事業実施区域及びその周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）に基づいて鳥獣保護区等に指定された区域はない。

⑦ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）により指定された生息地等保護区はない。

⑧ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）の規定により指定された湿地の区域はない。

⑨ 北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成 25 年北海道条例第 9 号) に基づく生息地等保護区はない。

⑩ 北海道自然環境保全指針

「北海道自然環境保全指針」(北海道、平成元年) は、北海道の良好な自然環境を適切に保全するため、北海道における自然の現状を的確に把握し、これを評価して、北海道の保全を図るべき自然を明らかにするとともに、それらの自然環境の保護と利用に関する施策を総合的かつ計画的に展開するための目標と方向を示すものである。

保全を図るべき自然地域を、「すぐれた自然地域」と「身近な自然地域」の二つに区分して整理されている。

a. すぐれた自然地域

対象事業実施区域及びその周囲のすぐれた自然地域は、第 3.2-48 表のとおりである。

第 3.2-48 表 すぐれた自然地域の指定状況

名称	町	要素	内容	主要な位置
襟裳	えりも町 広尾町	すぐれた海岸植生	海岸草原、海岸断崖植生等	黄金道路、襟裳岬周辺
		分布上重要な植物生育地	ヒダカミツバツツジ	えりも岬周辺
		天然林	ミズナラーカシワ林、 トドマツ林等	百人浜、ビタタムンケ周辺
		全国的レベルで重要な生物とその環境	ゼニガタアザラシ	襟裳岬先端の岩礁部
		水鳥類主要飛来地	渡り中継地	襟裳岬周辺
		ナキウサギ繁殖地	—	豊似湖周辺
		大規模海蝕崖	—	広尾～音調津～境浜 ～目黒～美島
		特異な地形・景観	日高造山運動の南端	襟裳岬周辺
		全道を代表する展望地	—	襟裳岬
		良好な天然湖沼	—	豊似湖
良好な砂丘・砂浜	—	百人浜		

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「北海道自然環境保全指針」(北海道、平成元年) より作成〕

b. 身近な自然地域

対象事業実施区域及びその周囲の身近な自然地域は、第 3.2-49 表のとおりである。

第 3.2-49 表 身近な自然地域の指定状況

身近な自然地域	町	概略面積	立地条件	環境緑地保護地区等
観音山公園	えりも町	2.1~5ha	社寺林・公園等	非指定地
しゃくなげ公園	えりも町	5.1~20ha	社寺林・公園等	非指定地
歌別石山	えりも町	2.1~5ha	山岳・丘陵地等	非指定地
三枚岳	えりも町	50.1ha 以上	山岳・丘陵地等	非指定地
北海道襟裳肉牛牧場	えりも町	50.1ha 以上	農耕地・人口草地	非指定地

〔「北海道自然環境保全指針」(北海道、平成元年) より作成〕

⑪ 水産資源保護法に基づく保護水面

対象事業実施区域及びその周囲における「水産資源保護法」（昭和 26 年法律第 313 号、最終改正：平成 30 年 12 月 14 日）に基づく保護水面は、第 3.2-50 表及び第 3.2-13 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保護水面の指定がある。

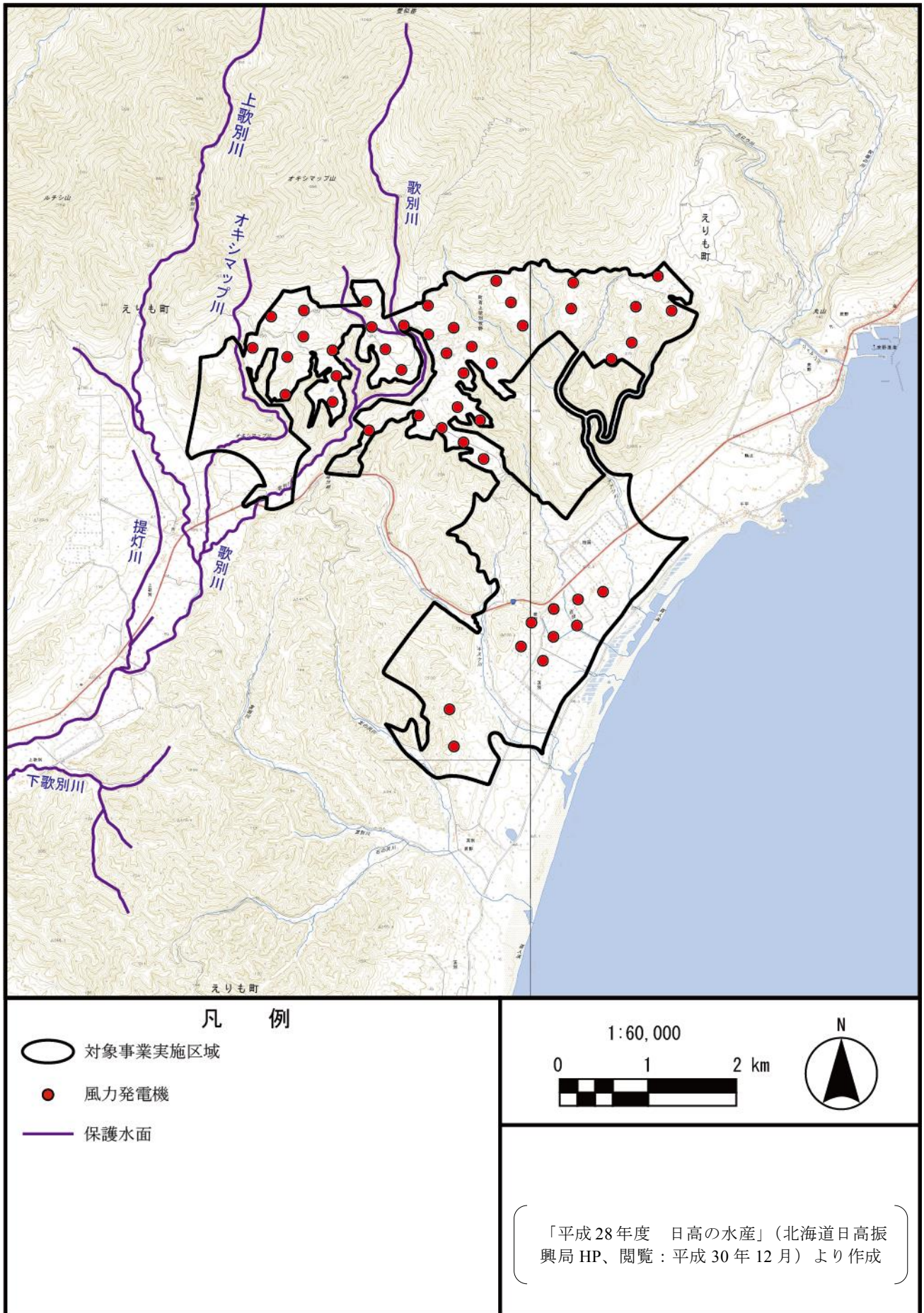
なお、本事業の調査における水産動物の採捕については、（地独）北海道立総合研究機構水研本部さけます・内水面水産試験場及び（一社）日高管内さけ・ます増殖事業協会と協議中である。

第 3.2-50 表 保護水面の状況

河川名	区域	禁止期間	保護動物	根拠法令
歌別川	歌別川本支流	周年	水産動物	水産資源保護法第 15 条

〔「平成 28 年度 日高の水産」（北海道日高振興局 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）より作成〕





第 3.2-13 図 保護水面の状況

## (2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日）に基づく史跡・名勝・天然記念物は第 3.2-51 表及び第 3.2-14 図のとおりであり、国指定史跡の「猿留山道」が存在する。

また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は第 3.2-52 表及び第 3.2-14 図のとおりであり、対象事業実施区域に「アアツ遺跡」が存在する。

第 3.2-51 表 史跡・名勝・天然記念物

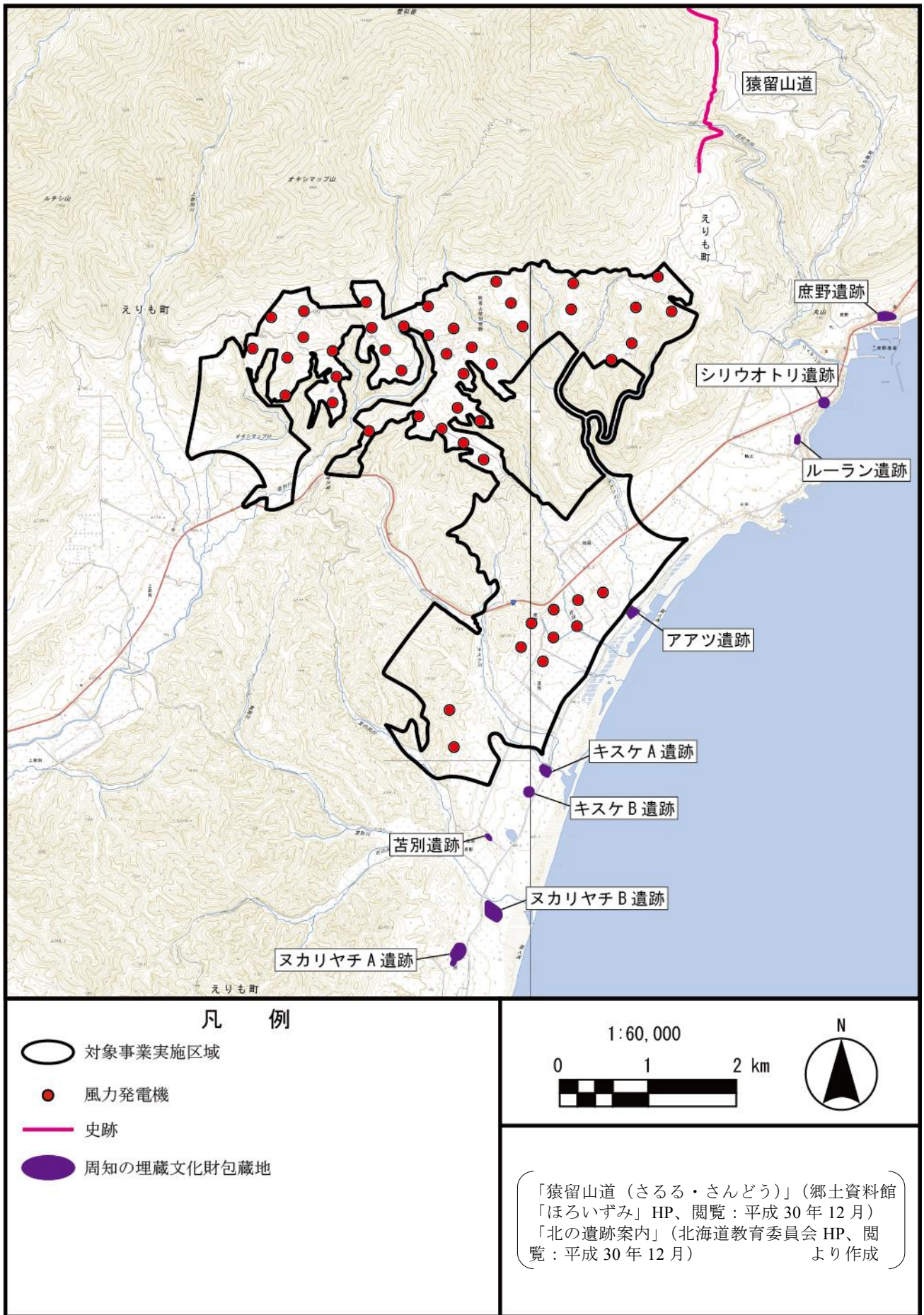
指定区分	種別	名称	所在地
国	史跡	猿留山道	えりも町字庶野、字目黒

〔「平成 29 年度北海道文化財年報」（北海道、平成 30 年 7 月）より作成〕

第 3.2-52 表 対象事業実施区域周囲における周知の埋蔵文化財包蔵地

遺跡名	所在地	時代	種別
庶野遺跡	えりも町字庶野 606、607-1・3・4、614、616-1・2・8・14、637～639、642-2、644、647-1、649-7・17、857-1・2、858～862、616-15、648-1・2	続縄文	遺物包含地
シリウオトリ遺跡	えりも町字庶野 876	縄文	溝穴遺構
ルーラン遺跡	えりも町字庶野 412、421-27・28	縄文、続縄文	遺物包含地
アアツ遺跡	えりも町字庶野 111-13・16	縄文（晩期）、続縄文	遺物包含地
キスケ A 遺跡	えりも町字庶野 102-4、104-2・13・29、903、909	縄文（中期）	遺物包含地
キスケ B 遺跡	えりも町字庶野 102-4・5・23～27	不明	集落跡
苫別遺跡	えりも町字庶野 102-11・20・21、31	縄文（早期）、縄文（前期）、縄文（中期）、縄文（後期）、縄文（晩期）、続縄文	集落跡
ヌカリヤチ A 遺跡	えりも町字えりも岬 449-1	縄文	遺物包含地
ヌカリヤチ B 遺跡	えりも町字えりも岬 502-1、503-1、504、502-14	不明	集落跡

〔「北の遺跡案内」（北海道教育委員会 HP、閲覧：平成 30 年 12 月）より作成〕



第 3.2-14 図 史跡及び周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

### (3) 景観保全関係

#### ① 景観計画区域

「景観法」(平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 5 月 18 日)に基づく「北海道景観計画」(北海道、平成 26 年)によれば、北海道の全域(景観行政団体である市町村の区域を除く。)を景観計画区域と定めており、えりも町は景観計画区域となっている。

#### ② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」(昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 30 年 4 月 25 日)により指定された風致地区はない。

### (4) 国土防災関係

#### ① 森林法に基づく保安林の指定

対象事業実施区域及びその周囲における、「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：平成 30 年 6 月 1 日)に基づく保安林の指定状況は第 3.2-15 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に保安林が存在している。

#### ② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における、「砂防法」(明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日)に基づく砂防指定地は第 3.2-16 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に砂防指定地がある。

#### ③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日)に基づく急傾斜地崩壊危険区域は第 3.2-16 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域がある。

#### ④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「地すべり等防止法」(昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日)に基づく地すべり防止区域はない。

#### ⑤ 土砂災害危険箇所

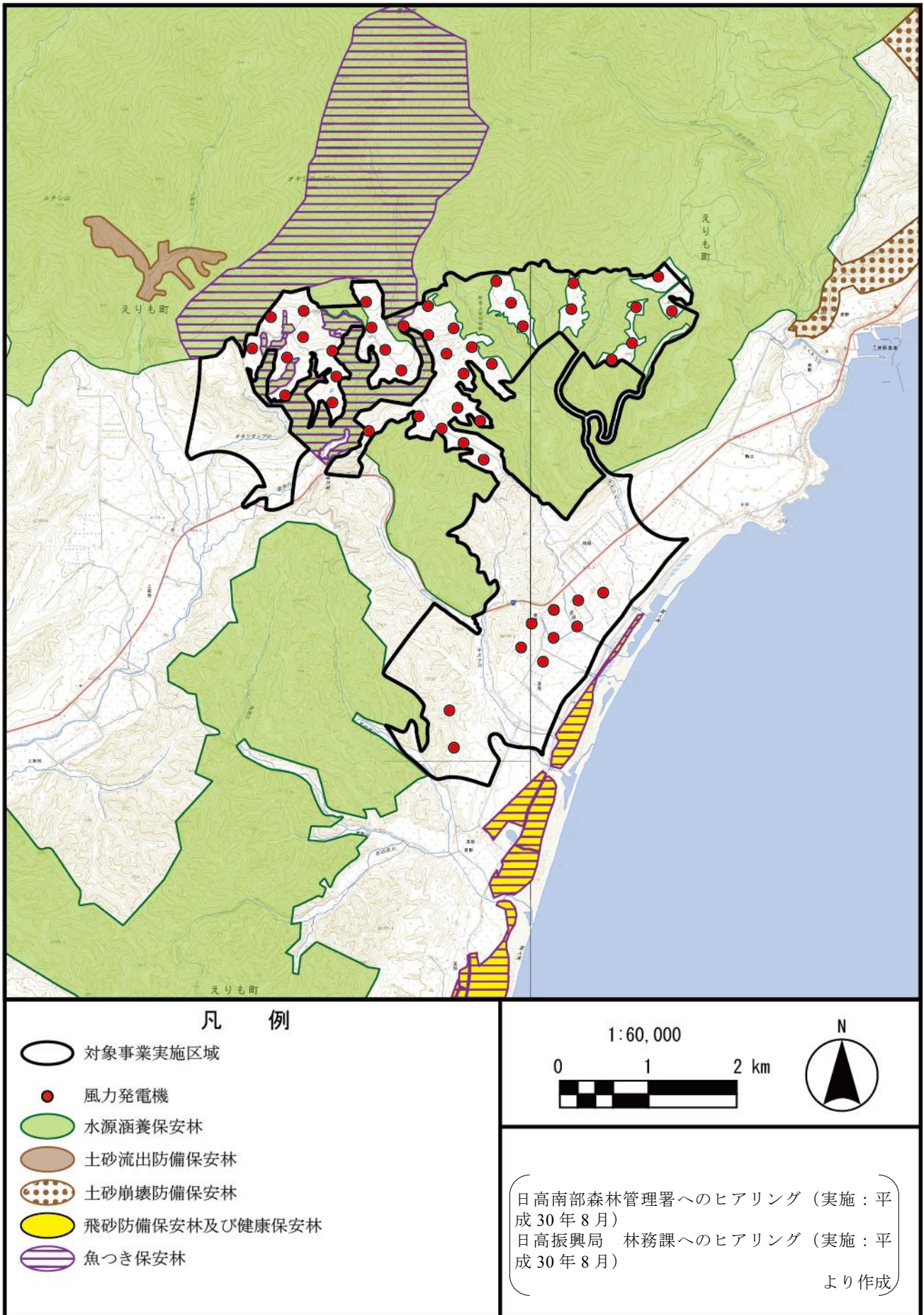
対象事業実施区域及びその周囲における土砂災害危険箇所の状況は第 3.2-17 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土石流危険渓流がある。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

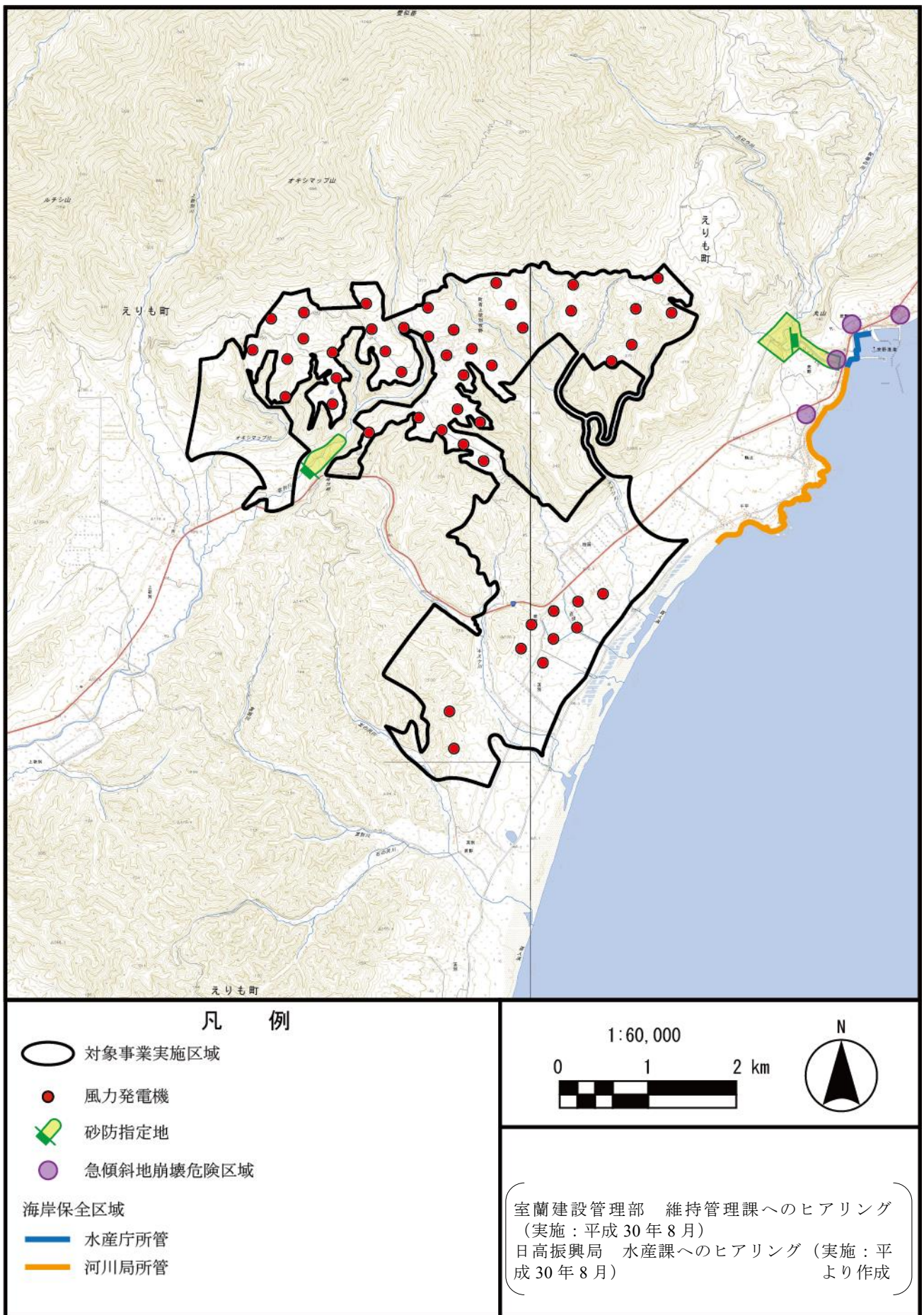
対象事業実施区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：平成 29 年 5 月 19 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は第 3.2-18 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

⑦ 海岸法に基づく海岸保全区域

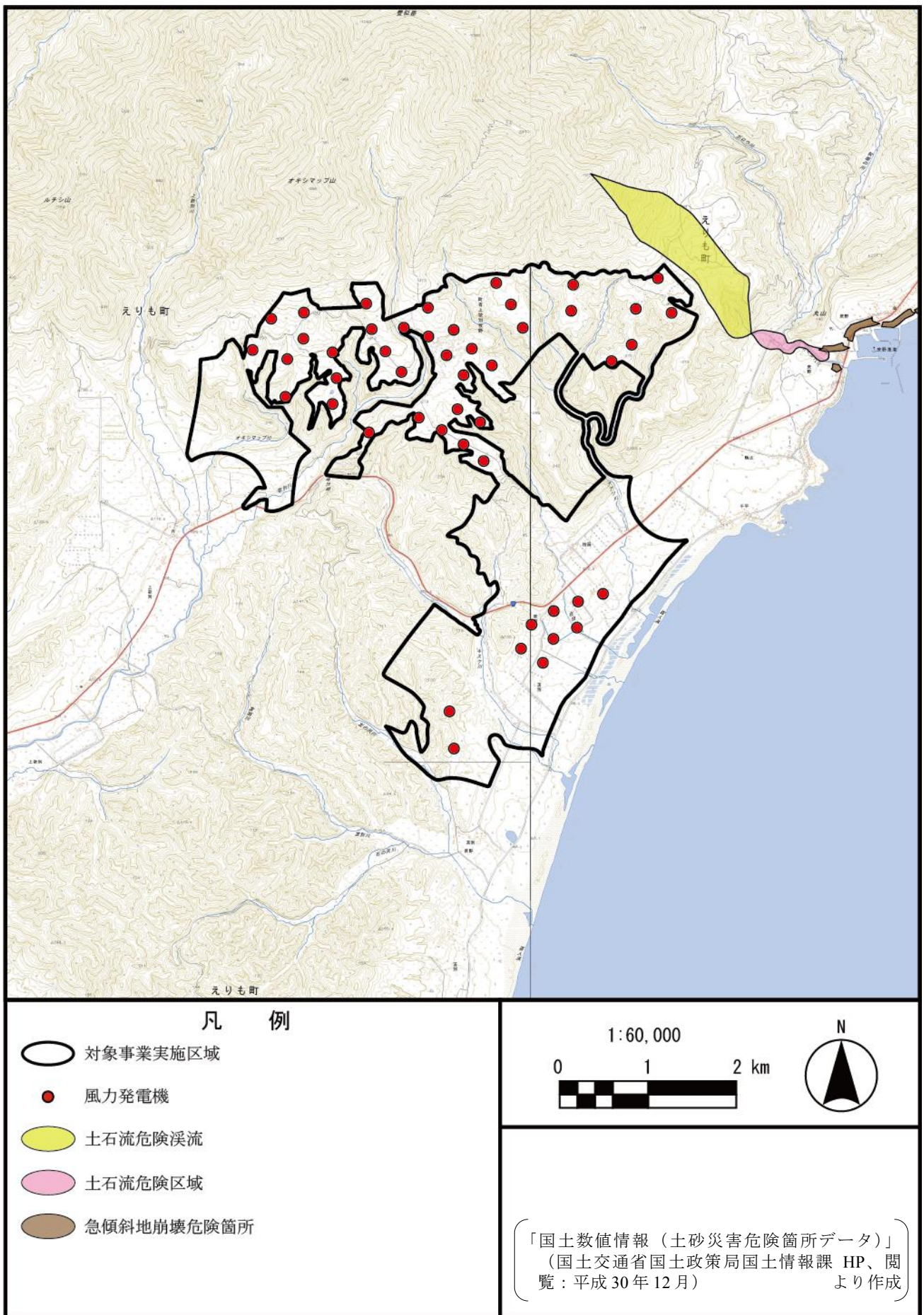
対象事業実施区域及びその周囲における、「海岸法」（昭和 31 年法律第 101 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく海岸保全区域は第 3.2-16 図のとおりであり、対象事業実施区域の周囲には海岸保全区域がある。



第 3.2-15 図 保安林の指定状況

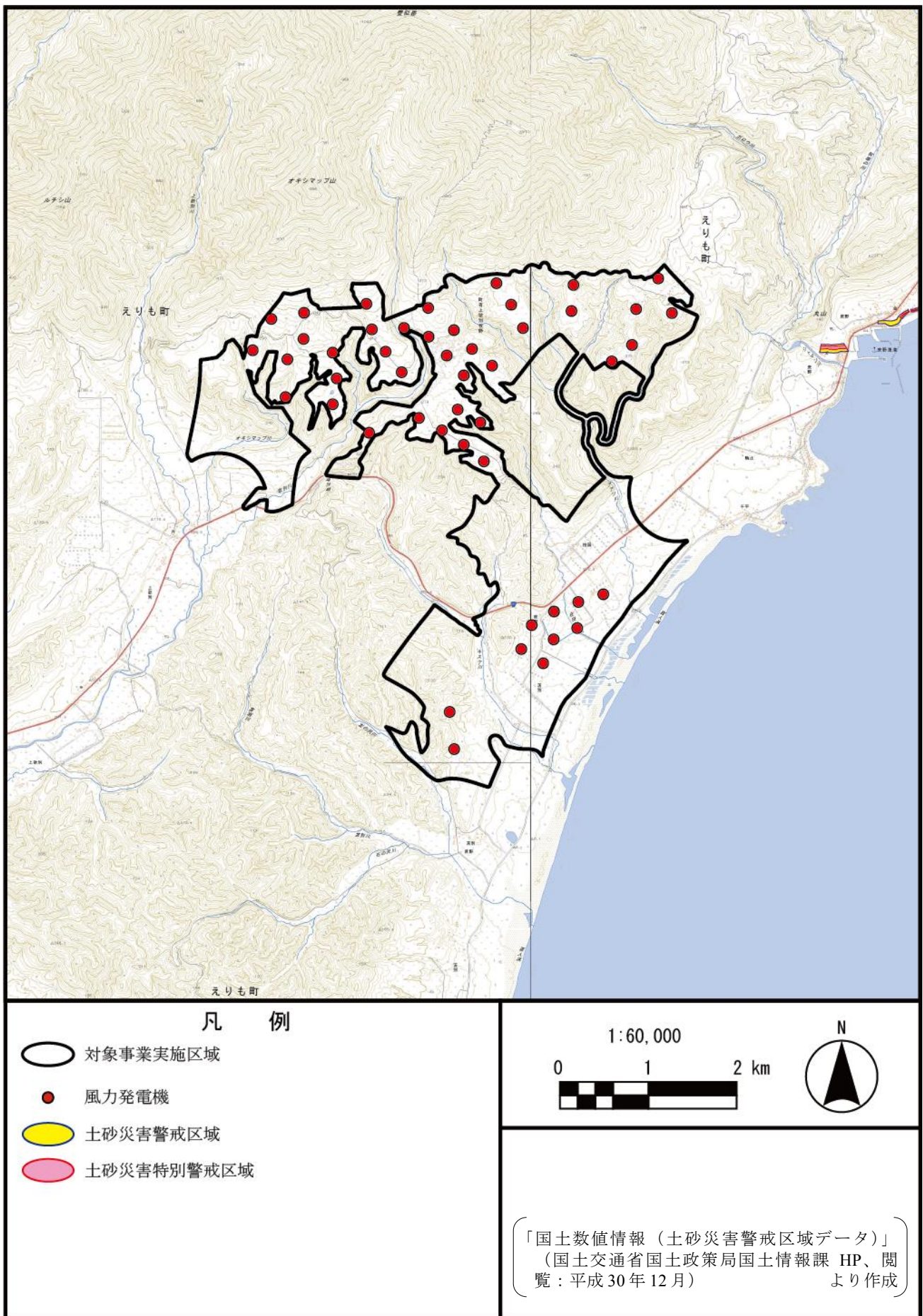


第 3.2-16 図 砂防指定地等の指定状況



第 3.2-17 図 土砂災害危険箇所





第 3.2-18 図 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

### 3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると第3.2-53表のとおりである。

第3.2-53表 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			えりも町	対象事業実施区域及びその周囲	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	×	×	×
		農業地域	○	○	○
		森林地域	○	○	○
	北海道水資源の保全に関する条例	水資源保全地域	×	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	×	×	×
		水域類型指定	×	×	×
	大気汚染防止法	一	×	×	
	水質汚濁防止法	二	×	×	
	騒音規制法	規制地域	×	×	
	振動規制法	規制地域	×	×	
	湖沼水質特別措置法	指定湖沼	×	×	
	悪臭防止法	規制地域	×	×	
	土壌汚染対策法	指定区域	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×
		国定公園	○	○	×
	北海道立自然公園条例	道立自然公園	×	×	
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	
	北海道自然環境等保全条例	道自然環境保全地域	×	×	
		環境緑地保護地区	×	×	
		自然景観保護地区	×	×	
		学術自然保護地区	×	×	
		記念保護樹木	×	×	
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	
	都市緑地法	特別緑地保全地域	×	×	
		緑地保全地域	×	×	
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	×	
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	
	北海道生物の多様性の保全等に関する条例	生息地等保護区	×	×	
北海道自然環境保全指針	すぐれた自然地域	○	○		
	身近な自然地域	○	○		
水産資源保護法	保護水面	○	○		
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	
		道指定史跡・名勝・天然記念物	×	×	
		町指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	
景観	景観法	景観計画区域	○	○	
	都市計画法	風致地区	×	×	
国土防災	森林法	保安林	○	○	
	砂防法	砂防指定地	○	○	
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	×	
	一	土石流危険渓流	○	○	
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	
海岸法	海岸保全区域	○	○		

○：指定あり、×：指定なし